

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

平成27年9月3日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（33名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	行政管理課長	五十嵐孝雄君
秘書広報課長	鈴木尚君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	廣瀬裕君	保険年金課長	嶋田淳君

子育て支援課長 高橋宏之君
健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 佐伯芳幸君
社会教育課長 村上敏彰君
中央図書館長 関田実千代君

市民生活課長 田村美砂君
環境課長 関田孝志君
環境部副参事 長瀬正人君
土木課長 寺島由紀夫君
給食課長 梶川義夫君
中央公民館長 尾又恵子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。

今回、私が質問させていただきます事項は、大きい項目で5つございます。

第1として、ごみ行政について。

①として、焼却炉・不燃粗大ごみ処理施設の現状と今後について。

②として、3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定について。

大きい項目の2番として、市民の声を市政に反映するための施策について。

①として、パブリックコメントについて。

②として、外部評価について。

③として、その他、市民の声を反映させる方法について。

大きい項目の3番として、学校の交流事業について。

①として、近隣の高校・大学との交流についての現状と今後について。

②として、国際交流について。

大きい項目の4番として、子供の虐待・ネグレクトについて。

①として、自分の子供に対して有形力の行使をして身体的な暴力を加える虐待や、養育の放棄や怠慢などによるネグレクトなどに関しての市の現状の把握状況と対策について。

大きい項目の5番として、中高生の学習スペースの確保について。

①として、図書館の学習スペースの現状と今後について。

②として、公民館・市民センター等、市が管理する施設及び市が管理していないが、中高生の学習スペースとして活用できる場所についてです。

この場における質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、焼却炉・不燃粗大ごみ処理施設の現状と今後についてであります。小平・村山・大和衛生組合の施設につきましては、焼却炉は昭和50年3月竣工の1炉と昭和61年11月竣工の2炉の計3炉となっており、また粗大ごみ処理施設は昭和50年10月竣工となっております。いずれの施設も、現在に至るまで改修工事を実施

し運営してきておりますが、古いもので竣工から40年、また改修工事から15年以上が経過してきている状況にあります。今後につきましては、3市共同資源化事業の中で粗大ごみ処理施設の更新を行い、あわせて焼却施設の更新へも着手する予定であります。

次に、3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定についてであります。平成27年3月に作成しました(仮称)3市共同資源物処理施設設置に伴う生活環境影響調査計画書に基づき、平成27年5月に新規分の大気質現況調査を実施したところであります。また平成27年7月11日に開催されました施設整備地域連絡協議会においては、小平・村山・大和衛生組合管理者も兼ねる小林小平市長、山崎武蔵村山市副市長、そして私が出席し、施設の必要性と建設に向けての説明を行ったところであります。今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の御理解を得るために、引き続き4団体一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントについてであります。これまでの施策や事業につきましては、必要に応じてパブリックコメントを実施してまいりました。平成26年度にパブリックコメントの実施についての市内の統一的運用を図るために、東大和市パブリックコメント実施要綱を制定し、平成27年4月1日から実施しております。パブリックコメントにつきましては、この要綱に基づいて実施してまいります。

次に、外部評価についてであります。行政評価におけます外部評価につきましては、事務や事業の実施等に対しまして、市民の皆様や民間の視点を把握することを目的に、2年間の試行を経まして平成26年度から本格的に実施しております。外部評価会議におけます委員の方からの御意見等につきましては、市が取り組んでおります行政評価の各過程において、行政運営の参考とさせていただいているところです。

次に、その他、市民の声を反映させる方法についてであります。政策課題等をテーマに設定しますタウンミーティングにおきましては、市民の皆様との直接の対話を通じて意見交換を行い、行政運営の参考にさせていただいているところでございます。また各事業の市民説明会や市民ポスト、市長への手紙、公式ホームページにおける御意見、御要望にも市民の皆様からのお声をいただいております。これらの意見等につきましても、なるべく早い段階で対応に努めております。

次に、学校における近隣の高校や大学との交流事業についてであります。市内中学校におきましては、部活動等で市内都立高等学校や近隣の大学と数多くの交流活動や連携事業を実施しております。今後も当市の小中学生の健やかな成長のため、引き続き近隣の高校や大学との交流を進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校における国際交流についてであります。小中学校では国際社会に生きる人材の育成を目指し、国際理解教育にかかわる教育活動を進めております。外国の学校と交流活動を行ったり、外国人留学生からの話を聞いたりする活動を行っている学校もあります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供に対する虐待やネグレクトなどに関する市の現状把握とその対策についてであります。子供の虐待やネグレクトに関する相談につきましては、市民からの通告や子供を守る地域のネットワークとして組織された要保護児童対策地域協議会の関係機関からの情報提供などにより把握し、子ども家庭支援センターが中心にその対応、支援を行っております。相談件数につきましては、身体的虐待やネグレクトなどは児童虐待として集計され、その件数は増加の傾向にあります。子ども家庭支援センターでは、虐待対策ワーカーの資格を有する職員など、5名の正規職員が児童虐待などの相談に応じて対応しております。市といたしましては、市

公式ホームページや市報、児童虐待防止推進月間のオレンジキャンペーン、児童相談所全国共通24時間対応短縮ダイヤル「189（いちはやく）」等の啓発により、児童虐待防止と児童虐待の早期発見に努めております。

次に、中高生の学習スペースの確保についてであります。中高生の学習環境整備の一つとして学習スペースの確保が考えられるところでありますが、現在、専用スペースを設けている施設はありません。施設のロビー等は、どなたでも利用できるスペースですので、学習することも可能となっております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、市内の学校と近隣の高校や大学との交流についてであります。市内の都立高校には東大和高校と東大和南高校とがございます。交流につきましては、主に部活動で交流があり、吹奏楽部では合同演奏会、陸上部では陸上競技ユースの伝達講習会などを行っております。また昨年度は、市が主催するいじめ防止のためのシンポジウムにおきまして、中学生が行うパネルディスカッションのコーディネーターとして高校生を派遣していただく中で、勢いのある意見交換ができました。さらに、授業参観などの積極的な交流を進めているところでございます。

大学との交流につきましては、武蔵野美術大学が第二中学校と第五中学校を会場にして、学校を美術館にするという取り組み「ムサビる！」を開催しております。この取り組みは、小中学生や保護者、地域の方々が大学生の美術作品に触れる絶好の機会であり、有意義な交流となっております。今後もこれまでの交流活動を継続していくとともに、新たな交流が展開されていくよう進めてまいります。

次に、学校における国際交流についてであります。現在、市内の学校におきまして国際交流という視点で具体的な取り組みを進めている学校がございます。第二小学校、第五小学校ではドイツの学校と学校行事の紹介や児童作品の交流などを実施しております。また第三中学校では、1年生を対象とした国際交流会を実施し、6カ国の海外留学生を招いて異文化理解に結びつけております。現在、各学校には小学校5・6年生の外国語活動の事業と中学校の英語活動にALTを派遣しております。その事業の中で、児童・生徒はALTと触れ合い、英語を話しながらコミュニケーション能力を高めるとともに、外国の文化や生活習慣についても興味深く学んでおります。今後は2020年東京オリンピックを視野に入れた国際交流、国際理解教育をさらに推し進めていくことに力を入れてまいります。

次に、中高生の図書館の学習スペースの現状と今後について御説明いたします。中央図書館では、市長への手紙などの要望を踏まえ、学習スペースの確保ができないか考えてきたところであります。しかしながら、レファレンス室を学習用の部屋として利用するために必要な時間制限や、利用ルールを決めることがいまだ整っていない状況であります。今後もレファレンス室の利用ルールの緩和等につきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、中高生の学習スペースとして活用できる場所についてであります。公民館では夏季休業期間に実施している事業、「夏休みみんなでつくる遊空間」におきまして、小学校1年生から18歳以下の児童・生徒の皆さんに、視聴覚室を自習コーナーとして開放しております。平成26年度における自習コーナーの利用者等の実績は、開放日数が20日、延べ利用者数が98人、1日当たりの平均利用者数が4.9人という状況でありました。今後につきましても、本事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず最初のごみ行政についての①ですけれども、粗大ごみ処理施設及び3号炉の竣工から既に40年をたっているわけですけれども、4号、5号のごみ処理施設は同様にまた29年、約30年ですね、経過しております。大体この焼却施設の平均稼働年数が25年から30年と言われているところですが、少なくとも3号炉に関してはもう10年前に寿命が来ている状態ですが、なぜこの3号炉のときの更新が延びてしまったのか。そのときに、3号炉だけ先にやってしまうというような選択がなかったのか。そういったような、その当時の計画とか、そういったことをちょっと教えていただきたいんですけど。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 小平・村山・大和衛生組合の焼却施設、いずれも相当年数経過してるというのもでございます。したがって、今3号炉のみの御質問の流れではあるんですが、4・5号炉につきましても、一定年数たってたという過去がございます。その中で、一時、建て替えという話があったわけですが、当時、建て替えをという話の流れの中で、組織市それぞれの財政状況的な面等を、やはり建て替え更新を迎えるに当たっては相当な費用を要するというので難しい面がございました。したがって、平成14年度ぐらいだったと思うんですが、そのころに、まず最初として当時、電気集じん機だった排ガス処理施設の一部をバグフィルター化する。そこをきっかけに、施設の延命化ということで大規模修繕を3炉ともに実施し、現在に至って、予定年数としてはそこから平成33年度まで使用する、そういった計画で過去において変更して現在に至っている。そんなような状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 確かに3号炉だけの更新ですと、たしか平成10年に補助金の要綱が変わりましたよね。日量の1日の処理量が100トンを超えなければ補助金の対象とならないというようなことが変わったんで、恐らくほかの4号、5号と一緒に建て替えないとその条件を満たさないから、そのときに3号炉だけ建て替えるという選択はなくなったんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうことではなかったんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 財政面を軽減するという点においては、当時は今議員がおっしゃいました現在の交付金制度ではなく補助金制度の時代でございましたので、補助金制度の時代には日量処理トン数が100トン以上でないと補助対象にならないというのがございましたので、その点についても総合的な判断の中の一つの要因としてはあったものと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） それにしても、ことしの3月の衛生組合から出されたごみ処理事業基本計画によりますと、これらの施設の更新、建て替えですけれども、粗大ごみ処理施設が平成31年、焼却施設が平成33年度までに稼働という計画ですね。通常、このような施設の建て替えには計画から稼働まで何年間ぐらい必要ですか。

○環境部長（田口茂夫君） 一般的な議論になりますけれども、7年から10年ぐらいかかるというふうに聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうしますと、7年から10年ですと、それぞれ粗大ごみ処理施設に関しては、平成22年から25年、焼却施設については24年から27年にもう計画が始まっていなければいけない状態ですけれども、今現在この2つの施設の計画はどのような状態になってるんでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 粗大ごみ処理施設につきましては、現在、3市共同資源化事業という形で基本構想

ができております。また予定といたしましては、今年度——平成27年度に施設整備基本計画を策定していくというふうな形で事務を進めているところでございます。また焼却施設につきましては……。失礼しました。今回は粗大ごみ処理施設ですね、そちらのほうがそういうふうな状況でございます。

また焼却施設につきましては、予定としましては、この3月までに組合のほうで提案図書をつくるというふうな計画でございましたが、若干おくれておまして、この8月に提案図書を策定したというふう聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今、焼却施設の話が出たので焼却施設の話をしませけれども、日本の多くの焼却施設は、現在、大手数社でほぼ寡占状態です。建設費が最近高どまりしてる中で、1日に処理する量と焼却炉の方式ですね、ガス溶融とかストーカーとかいろいろ、専門ですからいろいろあるというのはわかっているでしょうから述べませけれども、それらの方式が決まればおおよその価格、建設価格の見積もりが出ると思われますが、それはいかがでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 衛生組合のほうからは、具体的な数字等の提示はないわけでございますが、1つの事例としてお話をさせていただきますと、「都市と廃棄物」という廃棄物の専門誌がございます。この方式等に具体的な提示が、記載がないので何とも申し上げられませんが、平成26年度の日量100トン以上の処理施設の1トン当たりの建設単価というものが、6,926万8,000円というふうなものが記載がございますので、処理量にこれを掛けますと建設費がおおむね試算できるかなというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。私も同じような雑誌を見てたんでよく、今調べてきたんですけども、その前に1日の処理のトン数をまずお聞きしたいんですけども、現在、衛生組合から出された先ほどのようなごみ処理基本計画の中では、年間約7万2,000トンとすると1日大体197.3トンとなっておりますが、これ1日、平均で365で割るとこうなんですけれども、焼却炉は法定点検等の休止期間があるので、その分を差し引いて割らないと日量が出ないと思うんですけども、焼却炉の平均稼働日数というのは何日でしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員からお話ございましたように、焼却炉、これにつきましては基本的には24時間稼働という形をとっているわけですが、それぞれ定期的なメンテナンスというものが入りますので、実際には365日フル稼働というのはなかなか難しいという部分がございます。したがって、そこから1割程度の期間は使えないだろうというところも出てきておりますので、過去の小平・村山・大和衛生組合議会の中で、やはりどのぐらいの今後更新時には処理能力の施設が必要かという御質問があった際に、組合職員のほうから答弁があったのが、日量243トンぐらいがというのが一つの、まあこれはあくまでも目安という形にはなるんですが、今後ごみ量もまた減らしていく、減るところは今後精査する部分はございますが、そういったところではそのぐらいの能力が必要ではないかというような部分がございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私もいろんな法律を調べたりとか、他の自治体の平均稼働日数を調べると、おおよそ大体280日ぐらいが基本となっているのかなと。それで今のお話を合わせますと、大体日量243トンですと二百九十何日かな、7万2,000トンで割るとそのぐらいになりますね。恐らくそんなに当たらずとも遠からずかなといったところだと思います。そうすると、先ほど方式いろいろあるという話をしましたけれども、現在、焼却灰は全てエコセメント化されている状態を考えると、焼却灰をスラグ化するようなガス溶融という方式はほぼ

外れると思うので、そうすると今の段階で十分見積もりとかというのはとれるのじゃないかなというふうに思っているわけです。

先ほど一般的な話で、トン大体6,900円という、まあ7,000円とすると大体200億円弱ですかね。もうちょっととなるか。そのくらい出るのかなと思うんですけども、ここ数年、各自治体の落札金額をちょっと調べてみました。平成24年のひたちなか市ですね、ここはストーカー方式と灰溶融が入ってるんですけども、1日、日量220トンで約建設費が222億円。平成26年、別府の藤ヶ谷清掃センターは日量235トン、こちらはストーカー方式で198億円というふうになってます。これを見ると現在の焼却炉の建て替えには、おおよそ200億円は確実に税金が使われる、まあ必要になるというふうに考えているわけですが、このあたりの試算についてはどうお考えでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） ちょっと若干古いお話になりますが、平成24年11月に行われました小平・村山・大和衛生組合の定例会の中での質疑の中で、組合のほうからの答弁の中で、更新事業費につきましてはおおむね174億円等を見込んでいます。内訳といたしましては、交付金が50億円程度、起債として87億円程度というふうな御答弁がございまして、その他については一般財源、今回、組合等では基金等も積み上げておりますので、そういったものの活用になるというふうな形になるのではないかなというふうなことを聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その当時、24年ですから、それからもう3年、これからまた見積もりで竣工まで時間かかるので結構、建設費が最近上がっているのもっと高くなるかなと予想はするんですけども、平成26年12月1日に衛生組合がプラントメーカーに対して、ごみ処理の整備に関するアンケートを実施しております。これは御存じでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） はい。先ほども答弁をした中に、小平・村山・大和衛生組合において、焼却施設の更新のための提案図書作成する、その中でメーカーヒアリング等を行っていくというところで話は聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その結果について教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在のところ、私ども東大和市以外、組織市3市を含めまして、具体的にどこのメーカーにヒアリングを行ったかという詳細な内容については、まだ伺ってはいないところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） このアンケートの締め切りが平成27年度1月30日です。既にきょうで7カ月は経過していますけれども、衛生組合には市から職員が派遣されてると思いますし、今この現状を、先ほど更新の時期がすごく迫っていて急いでいる割には何か悠長な感じがするんですけども、そのあたり全然、全くの情報が入ってこない状況なんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先ほど部長のほうから答弁がございましたように、予定では計画といたしましては前年度末という形、ことしの春に提案図書をまとめるという話になっておりましたが、私ども組織市のほうに、組合内部の検討結果ということで出てきたものは、ことし8月というふうになっております。その8月の中で、私どもも聞いたというところでございます。

また先ほど議員のほうから、市の職員が派遣されてるという点でございますが、確かに派遣はしておるんですが、あくまでも派遣期間中の身分といたしましては、東大和市職員ではなく組合職員となっておりますので、

そこはなかなか、市から派遣してるといっても、職員の身分としては現在は先方の職員となっているところ
でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今話を聞くと、せっかく職員派遣しても情報が全然上がってこないというように聞
こえます。もちろん身分としてはそうなのかもしれませんが、結局、衛生組合というのは構成市3市で
つくっているわけですよね。もちろんプロパー、プロパーというか、もともと衛生組合に最初から入る職員、
直接雇用してる職員もいるでしょうけれども、基本的にこの自治体の3市が中心になってつくった組合ですよ
ね。にもかかわらず、情報が半年以上もたっても上がってこないというのは、これ異常なんじゃないかなって
思うんですけども、これ全然異常じゃなく、これ普通の状態なんですか、そういうもんなんですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 私のほうで先ほど申し上げましたその点については、あくまでも先方の職員で
あるというのは、あくまでも提案図書は組合のほうにおいて作成する内部的なものだという位置づけにござ
いますので、内部的な意思決定の政策過程の話を、派遣でいるから私たちが先に聞ける、そういったものはない
という意味での私のほうの先ほどの答弁となっております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) それでは、そういったことがあるという情報すら入らないのであれば、衛生組合がこ
れからずっと情報を握ったままと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった情報がこ
ちらに流れてくる可能性すらないと、今このごみ処理の問題に関しては、次の項でも述べますけれども、廃
プラ施設の問題もあってかなりもめてるところじゃないですか。周辺住民の反対があつて、なかなか進んでない
状況じゃないですか。そういったときに意思疎通が図られてないことは、すごく問題だと思うんですけども、
それに関して東大和市のほうからは、そういう話を聞いたとか、そういうことを聞いたからどうなのかという
呼びかけというんですかね、そういう問い合わせをしたときにでも、衛生組合としては「いや、そういうこと
はないです」というふうに答えちゃうもんなんですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 私が申し上げましたのは、あくまでも組合員内部の組織としての政策の意思決
定過程の中の話でございますので、一般的に情報というのは、そこは当然組織市、組合、4団体でそこは当然、
共有すべき部分については、それは当然共有化します。また当然、私ども東大和市としては、ごみ処理事業全
体もしくはそういった減量施策等も含めまして、何かあった際には当然、私どものほうからも投げかけはいた
しますし、必要な情報は当然にして組織市それぞれが問い合わせをする中でいただいている状況はございま
す。ですから、そういった部分について通常の事務処理の中で、そこまで何も部外秘的などというそういう意味では
ございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○21番(床鍋義博君) まさに共有化すべきことは共有化すべきというのは、今まさにこのアンケートは共有
化すべきことなんじゃないかなというふうに思うんです。これは、要は焼却炉って市にとって、先ほど税金の
話もしましたが、かなり大きい問題です。できるだけ早いうちに、我々も把握しておきたいというふう
に思いますので、そういった情報があるのであれば、必ず東大和市、構成市ですね、東大和市に限らず構成市
に必ず知らせるように、こちらのほうからお願いをする。お願いするっておかしいですね、ちゃんと指示をし
たほうがいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を変えます。

じゃ、次、2番目の共同資源化事業構想の今後の予定についてお聞きしますけれども、いつもこれ最初に聞いておりますけれども、施設整備地域連絡協議会に傍聴を、初めのほうからほとんど行かせていただいておりますけれども、その中で現在、廃プラ施設建設に関して周辺住民の同意を得られたというふうには捉えていますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 地域連絡協議会の中におきましても、当然反対の方々もおられるということは我々も承知しております。しかしながら、過日、6月の建設環境委員会の中でも答弁がありましたけれども、さきの4月の市長選挙におきまして、現尾崎市長の当選ということで、建設に向けての議論等もあったように伺っております。そういったことから、市の全体におきましては一定の理解が進んでいるというふうには感じております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 一定の理解が進んでるという今お話でしたけど、施設整備協議会での話を今聞いたんですけれども、その中では全然、今までと何も変わってないように思います。先ほど選挙の話、出ましたけれども、選挙はそれだけで決まってるわけで全くないので、それが尾崎市長が当選したからといって、このことが同意されたとかっていうふうには捉えて話されたように聞こえますけれども、私、今聞いたのは施設整備地域連絡協議会の中で、今までの経緯の中でどのように住民の方の意見が変わってきたのか、同意が得られてきたのか、そういうことを聞いているわけですよ。だから、今の答弁は全く話をすりかえてる形なんでもう一度聞きましても、この地域連絡協議会の中で周辺住民の方の今まで反対してきた気持ち、そういったものがどういふふうに変化してきたのか、どういふふうには捉えているのか、それをお聞きします。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほども御答弁申し上げましたが、反対派の方々がおられるということは十分承知をさせていただきます。また8月に行われました地域連絡協議会の中におきましても、そもそも論と言われているような内容につきましても、少し話をしていきたいというふうなお話がございます、そういったことも協議会の中であるということではありませんけれども、基本的にはそういった時間等を活用しながら進めていくというふうなことで、現在そういった準備を進めているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 施設整備地域連絡協議会で、ほぼ私は傍聴に行ってますけれども、最初のときからはほぼ何も変わってないですよ。要は周辺住民が不安になっていること、もしくはこれおかしいなと思ってることに對して質問をしても、必ず明確な質問が次の回では返ってこない、また同じ質問を繰り返す。衛生組合を初め4団体にとっては、同じことをずっと繰り返してるだけじゃないかというふうには、発言もたしかありました。それって住民側がそういうふうにしてるのではなくて、明確な答えが返ってきてないから同じことの繰り返しになって何も進まないという状況が今の状況です。

ところで、東京都、そうですね、先ほど周辺住民の同意のことにつきまして聞きましたけれども、東京都に對して近隣住民が要望書、意見書というものをしています。それは前回、6月の議会でもお話をさせていただきましたけれども、その関連で、そのことについて何か東京都のほうから連絡がありましたでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員のほうから、要望書を受けてというふうには御質疑があったんですが、別に私どものほうには要望書を受けてというわけではなく、東京都の都市整備局のほうから、5月に担当課長のほうから電話が入りまして、今4団体で進めてる3市共同資源化事業、その事業の概要と現在の進捗状況を聞きたい、そんなような電話での問いかけがございましたので、一度、足を運んだというところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) では、その内容というんですかね、どういった質疑があったのか、かいつまんででもいいです。1時間ぐらいあったようですから、ここで1時間話してもしょうがないと思うので、大体どういうことを聞かれて、どういう討論をしたのか教えてください。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 東京都のほうからいただいた質問といたしましては、1点目としては地域住民の現在の状況はどうなっているのかという質問、それとこの事業に反対する主な理由を教えてください、そういったこと。それと最後については、先ほど申しあげました事業の進捗状況。大きくはこの3点になっております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) それに対して、どのようにお答えをしたのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 事業の進捗状況は、一定の計画、具体的には基本構想をまとめ、それに基づいた中で地域連絡協議会を設置し、今運営しているところであるということ。地域住民の状況ということでは、VOC等を含めた環境面での不安等があるという話をいただいているという点を申し上げ、主な反対理由も、やはり近くにマンションが建っているところのそういったところからの住環境への影響、そういったところでの御説明を申し上げたところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 地域住民との状況に関して、発言者は誰かちょっとわからないんですけども、このような発言があります。「現在、月1回のペースで施設整備地域連絡協議会を開催している。現状、一部の参加団体から反対の声はあるが、協議会として反対の状況にはなっていない。また施設見学会や化学物質の勉強会なども実施しているところである」ということが発言がされたところなんですけど、これは事実でよろしいですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) はい。その発言は私でございますが、事実であります。協議会を進めている中で、確かに反対の声があるのは事実ですので、反対の声があるということを申し上げ、ただ協議会という一つの団体の中での反対はいただいてないものですから、協議会としての反対はないということで東京都へは報告しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) これ言葉の選び方、一つ一つで全然印象が変わってくると思うんですけども、会議全体を見ると、会議の協議会というのは、もちろん4団体が入っているから協議会なのかもしれませんが、これ東京都が聞くと、住民で構成している人たちが全体に反対の方向ではないんだというふうにとられますよ、これを見ると。全体、参加団体の一部からって言いますけれども、基本的には出席されてるからわかるとおり、賛成だからというところって、まあ意見を言わない人もいるのかもしれないですけども、基本的にはほぼ反対の声しか聞こえてこないじゃないですか、実際には。だから、これ言い方にすると、一部の参加団体に反対があって協議会全体としては反対の状況になってないというふうに聞くと、参加団体のほとんどが賛成になってるけれども、その中の一部が反対してるというふうに、この文章をぱっと読むと見えてしまう。そういうことを感じさせるように言ってるように私は聞こえるんですけど、いかがでしょう。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 今議員がおっしゃった部分につきましては、活字ベースでのお話ではないかと思うんですね。私は東京都への報告につきましては、そこは丁寧に説明をしておりますので、あくまでも報告

を私自身が上げる中で、そういう形でまとめさせていただきましたので、読み方によってはそうとられてしまうという部分はあるのかもしれませんが、ただ先ほど部長のほうからも答弁ございましたように、確かに反対の意見というのは今も変わっていないという部分はございますが、ただ一定の理解という部分で先ほど部長が答弁したのは、協議会自体、設置するときのお互いの大変さ、それと協議会がここへきて1年半くる過程の流れを見た中で、やはり反対の声というものはあるのは十分に理解はしておりますが、ただお互いがある程度建設的な会議の、協議の場にしようというところで、話をある程度進めることができているというところでの、そういったところでは一定の理解があつてのもただと思うんですね。なかなかそこはお互いが相まみえるところがなければ、あの場すら協議会として設置することはできないわけです。ですから、私の報告書の中で「協議会として」というところが誤解を生むという部分はあるのかもしれませんが、ただそこについては東京都のほうへは、あくまでもそこは丁寧に私としては説明したつもりでございますので、あくまでも皆さんが賛成をして、もしくは私ども行政側が有利なように東京都へ報告した、そのようなことはございませんので、読み方としてはあくまでも協議会という団体ということで認識していただければと思います。

以上です。

○21番(床鍋義博君)　そこまで詳しく言うていただくと非常にわかるんですね。もちろん言いづらいこともあるでしょうけれども、ただ1回、文書となってこういうふうに出してしまうと、それが後々、またあのときに同意したじゃないかとか、あのとき一部の反対じゃないかというふうに、また使われかねないんですよ。過去そういうことを何度も行ってきたから、周辺住民の方はそういうことに対して非常に、すごく気にしてるんですね。そういうふうにとられるようなことをしているんだな、またそこでごまかしてるんじゃないかなというふうに思ってしまうわけです。だから、そういうことがないように、今言ったような説明をきっちり東京都にはしてるんだということがもし事実としてあるのであれば、そういったこともきっちり文書にして、証拠を残すというんですか、ちゃんと議事録をきちんと残すとか、そういったことをしてほしいと思いますので、これはお願いをします。お互いの誤解をなくすためにも、これはやったほうが良いと思います。よろしく願いいたします。

次に、東京都からの質問で、施設建設への反対の理由は何かに対して、市の主な反対理由は、建設予定地がなぜ桜が丘になったのか、②として容器包装プラスチックの圧縮時に生じる揮発性有機化合物、VOCの健康被害の懸念となっているというふうに、この2つのことしか書いてないんですけども、昨年、周辺住民の方が環境省及び東京都に提出した意見書を見ますと、1番として適切な協議の場がない。2、適切な建設予定地であるかに疑義。3、建設予定地の決定過程に疑義がある。4、3市共同資源物処理施設を設置して運用する場合のコストは適正か不明瞭。5、健康と環境への不安が払拭されていない。6、行政側の意思決定に疑義がある。7、行政側の事業の進め方に疑義がある。8、包括的なごみ処理施設がないというふうな8項目にわたってあります。これまでの施設整備地域連絡協議会を傍聴しても、そもそも廃プラ施設を公設でやるのか、やる必要があるのか、そのためのコストはどうなのかということが、かなり論点が上がることが多くて、そのことに関してはこの文書ではあらわれてませんが、もしかするとその中ではちゃんと言っているのかな。先ほどの答弁で聞くと、そういうふうにも思えるんですけど、いかがですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君)　その点につきましては、議員のおっしゃるとおり、私は1時間ほど東京都へ丁寧に説明したつもりでございますので、結果として報告でまとめるところの活字が短くなっているというところでございますので、そこについてはきちんと説明させていただいています。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。ぜひ、そういったことがあるのであれば、活字の制限はあるのかもしれませんが、できるだけ順序というんですかね、住民の方が一番気にしているところを、わかりやすく書いていただければなというふうに思います。

今この東京都の話をさせていただいたんですけども、やはり提出意見の中で多く占めているのが行政への不信感なんです。先ほどのやりとりもそうですけれども、意思決定が不明瞭であったりとか、強引な進め方であるとか、今回のような実態と違う報告がある。実際に話を聞くと、いや実態とは違わないんだと、これは表現の問題でこういうふうになったというふうにおっしゃるので、私はそれを信じますけれども、そういったことが積み重なって行政不信が増大してる状況です。この議会で、周辺住民に対して丁寧な説明を続けていくということを何度もお約束をいただいているので、実態はそうではないんじゃないかというような疑心暗鬼が起こらないように、これから施設整備地域連絡協議会においても、しっかりとした説明をお願いをしたいというふうに思います。

質問を変えます。

次に、東大和市、環境部長とごみ対策課長、お二人ですね——が出席されました平成27年4月28日に行われた3市共同資源化推進本部総合調整部会ですね。その中で、以下の発言があります。

東大和市において、3市共同資源物処理施設を建設できなければ、現在の焼却施設の更新も白紙とならざるを得ず、焼却施設の場所から選定することになるわけである。協議会の委員がこのことを十分理解されているとは思えず、3市共同資源物処理施設の建設ができなければ、現在の焼却施設を失う可能性があるということをしきりと伝えていく必要があるという発言が記録されております。これはどういう意味でしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 私どもからも、そのようなお話をさしていただいているというのは認識はしております。またその前提といたしましてということになるわけではございますが、小平市におきましても3市共同資源物処理施設が建設できないと、焼却施設についても場所から、ゼロからの建設になる、選定になるというふうなことが言われております。そういったところの総合的な状況の中で、私どもとしても市として廃棄物の適正な処理を今後も含めて実施をしていくということから、焼却施設につきまして、先ほど議員からもお話がありましたとおり、現在の施設も大変古い状況でございますので、この施設の更新ができなくなるとなると大変厳しい状況になるということでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） これは東大和市に、言葉を変えればですよ、廃プラ施設をつくらないとごみ燃やしてやらないぞというようなおどしのようにも聞こえるんですけども、そのような発言が行政職員から出るということに対して非常に驚きを禁じ得ません。これ冷静に考えると、そもそも廃プラ処理施設と焼却施設の更新というものが交換条件にあるんでしょうか。あることがおかしい。第一、時期も全然違いますよ。それは交換条件にあるんですか、そのような約束というのはいつしたんですか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員のほうから、交換条件というふうなお話でございますが、この3施設と言われる焼却施設、粗大ごみ処理施設、3市共同資源物処理施設については、3施設が一体となったごみ行政を進めていくというふうなことでございますので、そういったことで私どもとしては認識をしております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先ほども話しましたが、現在の焼却施設ができた当時ですよ。昭和48年と……。

ああ、これ着工か。着工ですね。4号、5号炉が59年着工ですよ。その当時に、東大和市の桜が丘、今廃プラ処理施設のところは、工場とか、その跡地だったりして、現在のような住宅密集地ではなかったわけですよ。その当時のごみ処理施設を建設するかわりに、将来、東大和市に廃プラ施設をつくるような、そういった条件というものは絶対ないはずなんです。あったらちょっと申しわけない、私、文書を発見できなかったみたいですけど、お聞きしますけど、そのような条件はないですね、もともとそういう建設するときに。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 当時というのは、議員も御承知のように、専ら廃棄物の処理というのが可燃ごみですとか不燃ごみ、そういったところでできておりますので、あくまでもこういった資源化というものが叫ばれた以降のお話でございますので、あくまでも3市共同資源化事業については平成15年度からの検討というふうになっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） おっしゃるとおりだと思います。私もそう思います。そうであれば、なぜこの施設の今まである既存の施設の更新と、これから建設されようとするものが交換条件として出てくるのかというのが非常にわからないんですけども、そのあたりわかりやすく説明してください。

○環境部長（田口茂夫君） 今課長のほうから、15年当時からというふうな検討を進めてきているというふうな御答弁をさしていただいておりますが、それ以降、当市におきましては一時期、受け入れはできないというような施策決定をされた後、その後の中で2品目に縮小をかけた形での建設について受け入れをするというふうな判断をしております。各市にそういった調整をする中で、基本的な部分として3施設が一体とした形の中での建設に進めていくというふうな内容でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 済みません、今説明を聞いても、私、頭がよくなかったかもしれないんで、わからないんで、ちょっと。ここでずっとまた話されても同じ答弁されるんで、またもう少し勉強してから質問しようと思いますので、今の説明ではちょっと全く理解不能です。どう考えても、廃プラ処理の施設の建設が認められなければ焼却施設がつくれなくなるというような、合理的な理由に全く聞こえなかったなというふうに思っております。これ感想ですから、御答弁は結構です。

またこの会議録の中には、こうもあります。「我々は現在の焼却施設が、今後も中島町において受け入れていただけることが前提でないことをきちんと説明していく必要がある」という発言があります。これ、まるで中島町の住民の方が、廃プラ処理施設が、更新が条件のように言ってるように聞こえてしまいます。これって、よく考えるとあり得ない話だと思うんですよ。仮に私が中島町の住民であつたら、もし仮にですよ、廃プラ処理施設をつくるとしても、東大和市につくるとしても、中島町から一番離れたところにつくってほしいと私だったら思います。にもかかわらず、実は数百メートルしか離れない、離れてない桜が丘につくるということが条件になるみたいな形の、それでないと中島町が納得しないみたいな話し方をされているんですけども、これおかしくないですか。これに対して誰も疑問を持たなかったんですか。それか、もしかすると本当に中島町の方が、皆さん、つくるんだつたら桜が丘というふうに言っているんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回3つの施設の整備につきましては、俗に上流側からの施設整備という形で説明をさせていただいてるわけでございますが、資源物の処理施設を、まずはそのところで施設をつくり、焼却ごみ量を減らしていくというところの考えに基づいたところでできておりますので、そういった流れの中で3市共同資源化事業を終えた更新という意味合いから、そういう焼却施設の更新が、この事業が成り立たない

ことには先行きが不透明になるよという部分の意味でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 中島町の方の話聞いたんで、その上流、下流の話は全く聞いてないんで、そのことについて御答弁ください。お願いします。

○環境部長(田口茂夫君) 私どもが直接、中島町の方にそのようなお話をお伺いしに行ったというふうなことではございませんが、ちょっと若干古い話になりますが、平成25年8月20日に東大和市の中央公民館において説明会をされた経緯がございます。これはある方、1人だけのお話ではございますが、その中で中島町の方の発言があり、ぜひとも桜が丘にそういった施設をつくってほしいと。我々については、焼却施設を受け入れている状況にもありますからというふうなお話は伺ったところではございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今お一人の方からというふうに言われたんで、私もお一人の方からお話を聞いたことがあります。中島町の住民の方ですけれども、この方は実は私に直接連絡がありました。これに関して、非常に憤っていると。なぜ東大和市につくるのに、中島町から一番近い桜が丘にするのかということで、かなりこの方は小平市の市議会議員に会ったりとか、いろいろ活動されていたようです。しかしながら、余りにも東大和市よりもっとけんもほろろに断られて、これはもう決まったことなんだということを言われたらしくて、もう意気消沈をしまして、その方は結局は一昨年引越してしまいました。そういった方もいらっしゃるんですね。

結局、行政の言ってる答弁の中で、中島町の方には説明できないとかというふうに言ってるんですけど、それって本当なのか。そういうことを書くことによって、何か住民対住民という対立構造に持っててるんじゃないかなと、実は思ってもしまいます。ですから、そういったことがないように、安易にここの住民の方がどうのこうのとかというようなことを行政が代弁するような、そういうような言い方をしたときには、これは注意をしたほうがいいと思います。そういうことを本当に言ってるかどうか。これ書かれてしまうと、先ほど言ったように文書ですから会議録になってしまうと、それが事実であるかのごとくどんどん積み重なっていきます。廃プラ施設処理受け入れが、現在の焼却施設の更新と交換条件じゃないということは、私はこれは述べておきます。そういう条件とか、そういう約束はなかったわけですから。あれば後でもいいですから、そういった何か文書なりがあれば提示してください。

今後、これから地域整備連絡協議会のところでも、もうこの話には出てくると思いますので、そういったことに誤解を生まないように一つ一つ丁寧な答えを、質問されたことに対しては次の回ではちゃんと答えるということが続けていかなければ、これ1年やっても2年やっても、住民の方の同意って得られないと思いますよ。先ほど一部の何か同意があったというのは、会議の進め方であったり、もう十何回もやってるわけですからね。そうすると、さすがに住民の方だって、皆さんが毎月、出てこられるの大変だと思ってるわけですよ。そういったところのシンパシーは感じてと思うんですよ。それに関して、やっぱり大人ですから、少し話を進めていこうかという点の同意はしてると思いますけれども、それが、その同意が廃プラ施設の建設に対して推進するための同意というふうにつまえてはいけないと思いますし、そういうことをこれから今度発言していくときには、同意とか合意とかということの言葉を使うときには、それはすごく気をつけてください。会議録に載るときも必ず気をつけてほしいと思います。これから、まだ続きますね、施設連絡協議会に関しては。そういったところで多くの疑問が出てくることに対して真摯な対応を求めていきますけれども、最後にいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 地域連絡協議会におきましては、今後、施設における具体的な内容等もいろいろお話をさせていただく機会が出てくるかと思えます。また先ほど御答弁をさせていただきましたとおり、地域住民の方々からのいろんな疑問ですとか、そういったところにつきましても、引き続き真摯な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど私の質問の中で、建設費のトン数で万円、トン当たり6,900万円とかという発言を、「万円」を抜かしてしまったので、訂正をよろしくお願いをいたします。

引き続き東大和市におきましては、周辺住民の方としっかり向き合い、対応しながら質問に対しては適切に答え、誠実な対応を求めていってほしいと思います。

次の質問に移ります。

市民の声を市政に反映するための施策についてですけれども、先ほどパブリックコメントやタウンミーティング、市長への手紙、市民ポストなどの話をお聞きしましたが、パブリックコメントについて、これまで例えばパブリックコメントに寄せられた意見が、当該施策について有用であるという判断をした場合、また逆にであった場合に関して、それを取り入れていくということがいいと思いますけれども、またこれに関して今まで実績として、このようなパブリックコメントがあったので、このようにこう修正しましたとか、こういう意見はいい意見だから取り入れてこうしましたとかというような実例というものはあるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在、市で行っておりますパブリックコメントの要綱の設置前の状況になりますが、家庭廃棄物の有料化方針案の内容におきまして、市民の方々にメール等で御意見をいただいた経緯がございます。その中におきましては、平成25年8月15日から9月1日ということで、実質的には9月11日ごろまで受け付けをしてございます。その中身におきましては、当時、缶・瓶・ペットボトルを有料という形で方針案の中では記載をさせていただいておりましたが、そういった内容を有料から無料に切りかえたですとか、また紙おむつなどで公的支給については有料としておりましたけれども、こういった内容につきましても無料に変更したという経緯の内容はございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） これからもパブリックコメント、さまざまな場面で出てくると思います。そういった市民の意見が今のお話ですと取り入れられて、それがこう施策に反映するといった実例もあるようなので、その今後パブリックコメントに対して、部局内というんですかね、その内でパブリックコメントをどういうふうに扱うかというのは、しんしゃくするということだけになっているのか、それとも決めることの会議の中である一定の数、同じような意見がある一定の数がいっぱい来ると、これは市民の意見として大きなというふうに捉える。それとも一つの意見だけれども、これはかなり重要なことなので、これはやったほうがいいんじゃないかと、そういうような規定というか、そういったものは内部的にはあるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） パブリックコメントの要綱です。平成26年10月につくりまして、27年の4月

1日から施行してるような状況です。その中で、パブリックコメントそのものにつきましては、施策等の意思決定に当たりまして、市民の皆様から意見を得て、施策等をよりよくしていくために、提出された意見の内容を考慮して判断していくということを考えております。考慮ですので、一つの結論を導くに当たりまして、さまざまな要素の中の一つとして判断するというふうに考えてるところです。ですので、例えば反対意見がたくさんあったという、それは数の問題ではなくて、反対意見1つとあって、その意見を考慮する、考えてさまざまな要素を取り入れる中の一つとして考えて、判断していくというような考え方に立っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今の話ですと数は関係ないという、そういう感じなんですかね。

パブリックコメントに関しては、制度は前からありますけれども、きちんと整備されたのが26年ということだったので、そういった要綱を整備したということは、これからより多くの市民の声を聞き入れていくという、そういうことのあらわれだと思うので、ぜひ多くの市民の意見が拾えるように、そういったことをしんしゃくしながら活用していただけたらなというふうに思います。

同様に、この行政評価における外部評価に関しても市民の委員が入っています。これも市民の意見を市政へと反映させるための重要な一つの会議だというふうに思うんですけども、この概要について教えていただけますでしょうか。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 外部評価の概要ということでございます。外部評価につきましては、現在進めております行政評価の中の事務事業評価、こちら内部の評価ということで職員が進めてございますが、そちらを補完する意味合いを持ちまして進めておるところでございます。市民の代表の方に事務事業評価、内部評価を行ったものに対しまして、市民の方や民間の視点という部分で御意見をいただきながら、そちらを参考にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これは先ほど申し上げましたパブリックコメントと、どのような違いがあるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） パブリックコメントのほうは、先ほども参事のほうから申し上げましたように、対象とするそれぞれの項目を公表した中で、市民の方から御意見をいただき、それを考慮していくというそのような手法でございます。外部評価につきましては、特定の委員さんに依頼申し上げて、オープンな形で現在行っておりますが、一定の日時を決めまして、その場でいろいろな御意見が交わされた中で、それぞれの外部委員の意見等を、またこれもいろいろと参考にして、いろいろ事業のほうに反映するというふうになっておりますので、それぞれ手法が異なるというところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先日、行われました外部評価会議についてでも、2日間ですけれども、傍聴してまいりました。市民の方も、すごく知見も高く、非常に有意義な議論をされておりました。これまで、この外部評価の中で、さまざまな意見が出たと思います。25年からかな、今手元にあるのは24年、25年、26年ですかね——がありますけれども、その中で廃止もしくは廃止の方向で縮小となった事案が、翌年以降にそれが反映した事例というものがあるのでしょうか。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 過去の外部評価におけます実績と、その後の状況ということでございます。平成24年度、25年度、2カ年につきましては試行ということで外部評価を実施いたしましたが、26年度本格導

入を含めまして、過去3カ年実施してございます。その中で外部評価につきましては、会として一致した見解ということで取りまとめておるわけではございませんが、委員の皆様の意見の総体として、廃止に向け縮小もしくは廃止、休止といったところで、おおむねの方向性が示された事業の中で、具体的に廃止に至った事業は、平成25年度に外部評価いただきました事業で1件ございます。庁内報「きづな」の発行事務というものにつきましては、その後、廃止をしておる状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。市民の意見が反映して、1つ事業がなくなった。なくなったこと全てがいいわけじゃないんですけども、反映されたということに関して、非常によいなというふうに思っております。

もちろん議会でも、議会公開がありますし、私たち党派やまとみどりでも、必ず定期的に市政報告会を開催をしております。直接市民の声を聞くということでは、非常に有意義であるというふうに思います。そういうある意味、非常に8万人で範囲が狭いところだからこそできる、顔と顔が見える、そういったことで市民の意見を直接聞けるというのはすごくいい機会だなと思いますので、この外部評価制度に対しては非常に評価をさせていただきますし、今後も続けていってほしいなというふうに思います。

市長が開催してるタウンミーティングにおいて、これも市民の方の意見を直接聞くということを重視してるというふうにお聞きしてます。これも大変評価をさせていただきますけれども、このタウンミーティングの数、これまでかなりの数やられているということで、これに関して市政に反映した、これはちゃんと市民の意見を聞いて、こういうふうになったんだよというふうな、これも実例があれば教えていただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） タウンミーティングを行うに際しまして、市政に反映した部分ということでございますけれども、このタウンミーティングにつきましては、市長と市民の方が直接意見交換をしまして、市長のほうで、それでそのテーマに対して御回答いただくというようなことになっております。そのことから、まずは担当部署もそこにいますので、そこで出された意見につきましては、担当部署がしっかり把握しているということでございます。そして、その後に政策判断するときに当たりましては、市長にも御判断いただきますし、また担当部署からもそういう提案もございますので、さまざまな形で取り入れられるべきところは取り入れますし、またちょっとまだ難しいなところにつきましては、その時々で判断しながら対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） その他、市長への手紙とか市民ポストなどもあります。もちろんタウンミーティングもそうかもしれませんが、投書した本人、また発言した本人の個人的なものというものもかなり多いと思うんですけども、中には公共的な、公共的に全体的にかかわる問題というものも提示されることも結構ありまして、その中ではすごく、「ああ、これはいい意見だな」ということもあります。今までこの実績を聞いていったのは、形だけではなくて、実質的に市民の声が市政に反映されているんだな、そういう実感ですよ。そういったことが市民の方に非常にわかると、これから市民協働というふうに市長は標榜されておりますので、そういったことがお飾りではなくて、実際にこういうことをやって、皆さんの意見がこういうふうに反映されて、市政はこういうふうによくなってるんですよということが実感として得られれば、より多くの市民の方が市政へと参加してくれるのではないかなというふうに思っております。こういったことを広めるためにも、今お聞きした実績とか、もちろん個人的なものに関してはなかなか公表するって難しいのかもしれませんが

も、大きい公共的にかかわるものに関しては、ぜひ市民の方にPRをちゃんとしてほしいなと思うんですね。それに関してホームページであるとか市報とか、市民の方からこういう意見があつて、こういうことが実現しましたとか。余り細かいことを書くと、もうたくさん来過ぎて困るでしょうから、その辺はちょっと全てが全てというわけにはいきませんが、市民の方の意見がきっちり反映された市政が実現できますよという形の方法で、何か市民の方にお知らせする方法、そういったことを検討とかされたりしたことはないでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 市長への手紙ですとか、ホームページの御意見、御要望欄を御利用いただいた件に関してで申し上げますけども、ホームページのほうで個人が特定できないように内容を一般化、編集した上で、よくある質問というところには、代表的な御意見に対する御回答等は紹介はしているところでございます。この辺につきましては、各市の担当とも意見交換を行ってるところではございますが、その個人を特定できないというところはかなり配慮、皆さんしてるという状況でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、市にはそのような市政に自分自身が携わっているんだというような実感が持てるような、そういった広報をお願いをしたいなというふうに思いまして、次の3番の質問に移らせていただきます。

学校の交流事業についてなんですけれども、先ほどさまざまな地域の大学、高校との交流をお聞きました。非常にいろんなことをやっているなと思います。先ほどのお話でもありました武蔵野美術大学と市内の中学校とのコラボの「ムサビる！」などは、非常に見に行きますとレベルも高く、非常に今後も続けてほしいなという施策でありますので、すごくよいのでこれから続けてほしいんですけれども、そのほか武蔵野美術大学以外で近隣の大学と市内の小中学校、高校と何かコラボで実現した事業とか、そういったことはあるのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 市内の小中学校と大学との連携ということでございますが、子供たちとのかかわりというところでは、学校では教育ボランティアとして大学生に入っていたりというようなこと、また市内のサポートルームでも学習支援として大学生に入っているというようなことがございます。大々的な事業というところでは、現在、大学との連携という面では、そのほか部活動での指導というところにとどまることとなっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 玉川上水の近くに、駅の近く、立川ですけれども、国立音大があります。これまで平和市民の祭典でも、平和のつどいでも、何度か国立音大の方が演奏して、すごくすばらしいなというふうに思ったんですけれども、国立音大と、そういえば教育長が進めている「音楽のまち東大和」ですと、ブラスバンドなんかと交流したりすると、すごくよいのではないかなというふうに思うんですけれども、これまでそういったことの打診というんですかね、そういったことをしたことはあるのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 国立音楽大学との交流については、打診をしたということはございませんが、大学生の専門性ということについては、非常に高いということとは認識しております。そういう中で、今後連携できるように、学校と相談しながら進めていきたいというふうには思います。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先日、国立音大の学生と話す機会が偶然ありまして、皆さん、どういったところで発表してるんですかという話を聞きました。かなり発表する場が限られていて、なかなか大きい音を出せるところ

ろとか、もしコンサートをやるにしても、必ず会場代がかかったりとかして大変だって話を聞きましたので、かなり学生の方は発表する場を求めています。学校のほうはどうかかわらないんですけども、東大和市として、教育委員会として話を出して、そういう場があるよ、こういう場所どうですかというふうに呼びかければ需要は必ずあります。あとは学校の御判断だと思うんですけども、そういったことをぜひ市内で行っていただければ、市のプラスバンドですから中学生、高校生が非常に、またレベルもね、今回、一中、三中、金賞ですし、四中が銀賞をいただいたということで、より東大和というのはいつも常連だと言われるようなことが続くのかなと。前、部活動の話のときに、担当の先生がいなくなってしまったときに、レベルが落ちたりするんじゃないかなということも心配をして、それはいろんな施策でやっていくという話だったんですけども、国立音大とのコラボレーションというんですかね、そういったことででもレベル感を維持しながら、それもかなり高いレベルで維持できるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれは推進して行ってほしいなというふうに思いますので、どうですか、教育長。

○教育長（真如昌美君） 国立音大は、いつも意識しているところでありますけども、近くて遠い大学になっているのは事実でございます。いろんな講師の先生、教授の先生からいろいろお手伝いいただいたり、それから一緒に何かやってくかという話もいただいているんですけども、何せ中学校と高等学校が東京都でもまれなほど交流が進んでるところで、そこまで今、手が伸びていっていないのが事実であります。今後、音大ともさらに協力を深めて、児童・生徒のために活用できればというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、よろしくお願いたします。

次、国際交流についてお聞きします。

先ほどドイツとの交流の話や、さまざまな国際的な施策についてお聞きをしました。1点、取り上げたいのは、一昨年とことしですね、2回、台湾の中高大学生と市内の中高生との音楽の交流会がありました。台湾の生徒たちは非常に喜んでおられて、教育長には「随分とお骨折りをいただきまして、この場をかりてお礼を言わせていただきます」と、主催者から言づかってまいりました。私もハミングホールで聞かせていただきましたけれども、非常にレベルが高くて、また一番最後には日本と台湾の学生が、生徒が一緒になって演奏することで非常に友好が深まった。そういった様子が観客席まで非常に伝わってきました。若いうちに国際交流の経験を市内の子供たちに経験させることというのは、非常に有意義であるというふうに思っております。もちろんこれは市がいろんな施策を考えて行っているわけですけども、民間とか市民との関係でもできることがたくさんありまして、今回は市民の方同士が推進していったということもあります。これを実現するために、もっとやりやすくするために市の協力というのはやっぱり必要なんですね。

最初に、ことしの件に関しては、私に最初相談があったときに、やっぱり最初から市に行くのってのは結構ハードルが高かったようです。なぜか市議会議員のほうハードルが低いのかわかんないんですけども、そういった感じをやっぱり市民の方が持っているんですね。いきなり市に持ってても、忙しいから無理とかって言われるというような意識が芽生えてしまっているんですね。そういったことにならないように何か窓口を広げる、先ほどの市民の声を市政に反映するというところではないんですけども、そういう具体的に市民の方が、こういった企画があるとか、こういう話があるんだけどもといったときに、気軽に来られるような、そういったことが何かないものかなと考えてはいるんですけど、私の中でちょっと答えは出ていないのでお聞きしたいと思うんですけども、教育委員会として、何かそういう教育の面とか、国際交流も、今回国際交流をメインでお

話しますけれども、そういったことで市民の方から、何かこういう企画があるんだけどどうかというようなことというのは、直接これまで教育委員会とかにお話があるんでしょうか、あったんでしょうか。

○**教育長（真如昌美君）** 国際交流につきましては、教育委員会のほうで学校に紹介するというほうが多いかなという感じがします。二小、それから五小については、それぞれ直接連絡をとりながら進めてきてるところですけども、それ以外のASEANだとか、ほかの外国の方をお呼びするときには学校から相談がありますので、紹介する場面が今のところ多いかと思えます。教育委員会のほうにそういった機会を紹介していただければ、こちらのほうもありがたいですので、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

○**21番（床鍋義博君）** ありがとうございます。力強いお言葉をいただきましたので、これからいろんなことが来たら、必ず教育委員会のほうにお願いをしに行きたいなというふうに思います。

これ実績とともに、こういうことが市民の企画で立ち上がって、市が後援した、協賛したというようなことが実現して、それがまた発表されて、それを見に行く人がふえたりすると、実績ができて、「ああ、じゃ私もこういう企画がある」とか、「こういう話が、そういえばもらったんだけど」というようなことが、どんどん来やすくなると思うんですね。なかなか先ほど申し上げましたように、いろんな人が、それぞれ個人のあれでいっぱい来ちゃったりすると、それは大変かもしれませんけれども、その中にやはり子供たちのために有意義な施策が埋まってるって考えれば、ぜひそういった声を聞きながら、これは子供たちにとってすごくいいと思うのは取り上げてほしいなというふうをお願いをして、次の質問に移ります。

子供の虐待・ネグレクトについてお尋ねをします。

東大和市内で過去3年間の児童虐待、ネグレクトについての数と、その内容について教えていただけますでしょうか。

○**子育て支援課長（高橋宏之君）** 児童虐待の数でございます。26年度が児童虐待が63件で、内訳といたしましては、児童虐待、4種類に区別されますので、その内訳といたしまして、身体的虐待が28件、性的虐待が1件、心理的虐待が23件、ネグレクト、養育保護の怠慢というものですが、それが11件ございました。続きまして、25年度ですが、児童虐待が30件ございまして、内訳といたしましては、身体的虐待が17件、性的虐待ゼロ、心理的虐待5件、ネグレクト8件。平成24年度につきましては、児童虐待28件ございまして、内訳は、身体的虐待が12件、性的虐待ゼロ、心理的虐待4件、ネグレクト12件ございました。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** ありがとうございます。

これを見ると、明らかに数がふえておりますね。特に25年度から26年度に関しては倍ぐらいになっているのかな。その中でも、一番大きく数値がはね上がっているのが、身体的なものも10件ふえてますし、また心理的なものが一番、倍にしては4倍ぐらいになってますけれども、この心理的なものに関してはどのような内容というんですかね、これ個人的なものを聞くわけではないんですけども、傾向としてどういったものがあるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○**子育て支援課長（高橋宏之君）** 傾向といたしましては、やはりどなり声が聞こえとか、泣き声が聞こえるということでの通報が多くなっているというふうに思われます。近年ですが、子供にかかわる事件が多いということもございまして、近所の方々も心配で、御連絡、通告をいただくというケースが多いのかなというふう感じております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうすると、考えようによっては、数ふえてるんですけども、これまで余り潜在的で表に出なかったものが、通報しやすくなったという環境もあるのかなというふうにはちょっと考えてはいるんですけども、いずれにせよ全国の統計及びそれに関する研究を見ると、もう絶対数は伸びてるわけですね。相談しやすくなったという側面も、先ほど申し上げましたように否定できないと思いますけれども、いずれにせよ数がふえると対応しなければならない絶対数がふえると、それに対応する人員とか組織も、それに対して拡充しなければいけないと思うんですけども、それに対して特に25年度から26年に関して倍ぐらいになってますけども、それに対してどのような組織、人員の対応になっているのでしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 25年からケースワーカーの数はふえておりませんが、今年度から職員のほう、事務のほうを手伝っていただける職員などもふやして、相談体制の強化のほうに努めております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 児童虐待やネグレクトに関しては、妊娠しているときからの対応も重要というふうに聞いております。妊娠から出産、そして早い時期での子育ての中での対応に関しては、どのようにしてるのでしょうか。乳児家庭全戸訪問ですね、「こんにちは赤ちゃん」の対策も含め、お願いをいたします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 望まない妊娠とか、若者たちの妊娠等もあるかということでございます。そこら辺、なかなか今、体制が組めないようなところでございますけれども、先日、先週でしょうか、国の関係閣僚会議で子どもの貧困対策会議が、先週8月28日に開かれたというところで、その資料が回ってきたところがございます。それを見ますと、やはり虐待防止対策の強化プロジェクトをここで立ち上げまして、27年中にその政策パッケージを示すというような資料が回ってきたところがございます。それを見ますと、やはり対策として、今、床鍋委員がおっしゃったように、発生予防の強化というところにも努めるということが、大きな柱のうちの1本目として示されてるところでございます。やはりその妊娠期間のときから、関係機関から情報等を皆さんで共有して、切れ目のないアプローチ、それから保護をしていくことで虐待防止の発生を未然に防ぐというようなところにも力を入れていくということでございますので、どのような内容が示されるかというのはこれからだと思いますけれども、当市もそれに注視いたしまして、当市で取り入れられるものにつきましては、積極的に取り入れていきたいというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) なかなか一人一人面談したりとか、その中でネグレクトを発見していく、児童虐待を発見していくというのは非常に大変だと思います。それらの支援体制というのを、今しっかりしていくということだったので安心をしました。

次に、虐待やネグレクトを発見した場合に、まず思い浮かぶというのは児童相談所や市役所の窓口だというふうに思いますが、先ほどお話にもありました「いちはやく」ですね。ことしの7月1日からたしか児童相談所の全国共通の番号が「189」になって、それをこれから広めていこうといったところだと思います。これまで市民の方に、いろんな方からお聞きすると、どこに話したらいいかというのがわからないということが多くて、すぐくお母さんたち、お父さんも含むんですけど、その人たちの間だけで話が回ってたということがありまして、そういったことを含めるとなかなかこの「いちはやく」というのはわかりやすいですし、児童相談所の電話、今まで全部そらで覚えてる人ってなかなかいなかったもので、いい制度だと思うので、これをどんどん市民の方に広めていってほしいと思うんですけども、この児童虐待の運動としては、有名なのはオレンジリボンの活動がありますね。これジャストアイデアですけども、このオレンジリボンに「189」とか

つけたものがみんなに広まると、どこに行っても「189」の番号が胸にあるとあってなると、なかなか皆さんが、これ最初は「何だ」って聞くん、で、「これは児童虐待防止の電話番号ですよ」というようなことが知られると思うんですけども、もちろんこれ権利関係とかいろいろ難しいこともあると思うんですけども、市でなかなかそういうことを先駆的にやっていくということをしてほしいなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 「189」の周知の関係でございます。今、市ではホームページで、「みんなの力で子どもの虐待を防ごう」というタイトルで、この「189」の周知に努めてるところでございます。そのほか市報と、あとカードなどを配って周知をしているというところでございます。今後、福祉祭等でオレンジリボンをもた配っていきますので、そのときに「189」につきましてさらに周知を深めていきたいと思っております。あと御提案のありましたリボンへの「189」というのも、ちょっと今後の課題として検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 済みません、ジャストアイデアで申しわけない。よろしくお願ひします。

あと、この9月から南街の南親会の方々、南街こども食堂というものを始めたというふうにお聞きしました。チラシも見ましたが、そのほかに東大和レクリエーション協会の方々、無料学習支援室という塾に行かれない方ですね、行けない、経済的や、ネグレクトや、そういった境遇にある方に対して、無料で勉強を教えるみたいなことも行っております。その方からお話を聞きますと、やっぱりまだ知られていないということが問題だということだったので、ぜひこのあたりを多く宣伝してあげて、そういうところから実は児童虐待だったり、ネグレクトだったりすることの情報も上がってくると思っておりますので、そういったことを市民の方と連携をして施策を進めていってほしいなというふうに思っています。これは御答弁結構です。

ちょっと済みません、時間がちょっと少なくなってしまって申しわけないんですけども、次に5番、最後、中高生の学習スペースの確保についてお尋ねをします。

これ何度も、この場でお願いをしていることですが、図書館のレファレンス室の問題を必ず言うと、市長が必ず図書館は選書とレファレンス室が大切だというふうにお答弁されるので、私、一度もそれ大切じゃないと言ったことはないんで、誤解のないように言っておきますけれども、レファレンス室が有効に使われていないのであれば、逆にキャパが大きいのであれば、その一部を学習スペースとして使わせてくれないかという形のお願ひですので、誤解のないようにお願いをいたしますが、先ほど進捗、お聞きしましたけれども、前回もそういったことを、利用の方法であるとか、そういったことを検討しているという御答弁でした。また今回も同じ御答弁でしたので、ちょっと進んでないのかなと思うんですけども、実は答弁は一緒でも進んでるといふ話であればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の学習スペースについてでございますが、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、レファレンス室に関しましては、席の数も限られておりますので、なかなか利用ルールが決まっていないという状況で答弁をさせていただいたところでございます。しかしながら、昨日、他の議員への答弁の中で、市長から自主学習できる場所の確保につきましては、レファレンス室ではなく他の部屋の転用を前向きに考え、子供たちの学習に対応していきたいという答弁がございましたので、今後につきましては中央図書館のほかの部屋での転用を中心に、検討して進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 学習スペースが確保されれば、別にレファレンス室のところで無理やり開けという話ではないのでいいんですけども、それがまた新しい課題としてなって、また検討中ですって長くなってくると、結局、今までレファレンス室の開放で検討で進んできたことがとまっちゃうのも嫌だなと思うんで、できれば両建てで話を進めてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 学習室への転用につきましては、今後、市長からも答弁ございましたので、そのような対応ができるように検討を進めたいと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この問題については、済みません、残り時間1分なので次のところにいけないんですけども、この議会で何度となくお願いをしてきました。子供たちの学習スペースとか学習環境とか、そういったところを提供するのは、私たちのすぐく大人の義務だと思うんですね。そういった、先ほど申し上げました国際交流であるとか、虐待やネグレクトもそうですけれども、子供たちが安心して安全で伸び伸びと育つための環境を整えるということを今後も主張し続けていきます。もちろん無理難題に聞こえるかもしれませんが、真意はそこにありますので、ぜひ前向きに検討してほしいなど、実現に向かって努力してほしいなどというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、関田 貢議員を指名いたします。

[8 番 関 田 貢 君 登壇]

○8番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、8番、関田 貢です。平成27年第3回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1として、都有地についてであります。

東京都住宅マスタープランの中で、住宅政策の目標、主な施策、政策指標では、公共住宅ストックの有効活用、そして都営住宅の創出用地等における民間活用事業の実施、都営住宅の創出用地等における高齢者、障害者施設、子育て支援施設の整備等をする政策が発表されております。当市内にある都有地についてお伺いいたします。

①向原団地建て替え事業は、平成14年度に1,054戸の住宅建設事業が完了し、建て替えに伴い創出された土地利用は、東京都が民間のノウハウを活用したまちづくりをすると発表された計画から、今日、平成27年度までの間、市は都に対して、促進のためにどのような努力をされたのか、お伺いしたいと思います。

②東京街道団地の建て替え事業が平成10年度より始まった第1期、2期、3期と住宅戸数合計1,434戸と外周道路の整備が終わり、平成25年度、東京都と都営東京街道団地後期建て替え事業に関する基本協定を締結しました。市はこの土地利用については、どのようなまちづくりを都にお願いされていくのか、お伺いしたいと思います。

2、祝日等歯科応急診療及び休日急患診療についてであります。

市民は、365日24時間の安全安心と患者中心の医療のサービスが受けられるような体制づくりを検討していく必要があると思います。病院や診療所における休日、夜間、救急医療体制に関する情報の提供を強く市民は

望んでおります。市内の状況についてお伺いいたします。

①祝日・年末年始等に利用できる歯科応急診療事業が平成27年4月29日からスタートした事業につきまして、開設までの経過についてお伺いいたします。

②休日急患診療所（内科・小児科）は、昭和50年に設置された施設であり、医療ニーズから見ても、医療環境が大きく変わり、いろいろな改善提案をしてきましたが、行政はどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

3番、東大和市駅前環境問題についてお伺いします。

①東大和市駅前の街路樹にムクドリが大群となって、夕方より集まってきてふん害や悪臭の問題が今年度も同様に発生しております。対策について、お伺いいたします。

②駅前トイレについては、市民の苦情の中でいろいろな改善案が提案されてる件で、自分も駅前開発の時代からかかわってきた問題でもあります。時代のニーズに合ったトイレの建て替えをして、駅前の美観にふさわしくすることが大事なことでと思いますが、行政はどのように、市の表玄関と言われている駅前トイレについて考えられてるか、お伺いします。

③駅前ロータリー内の記念碑がある島、低木の中にシノが群生化してたところが、記念碑と花壇になり、市民より駅前がきれいになったことを喜んでいました。これからも継続されるよう管理できないかを、お伺いいたします。

4番、大雨と台風シーズンに備えてについてお伺いいたします。

①水害に強いまちづくりについては、市内に集中豪雨時の河川氾濫、道路冠水を解消するために、空堀川、奈良橋川の早期整備を東京都にお願いして実施されている。1時間当たり降雨量50ミリに対応できるように、調整池の整備や河川改修が進められております。一日も早い完成のための促進をしていただきたいと思っております。

そこで、アとして市内の溢水対策についてはどのような状況にあるのかお伺いします。

イとして、雨水管のふたの点検についての管理についてお伺いいたします。

ウ、雨水流出抑制対策の進捗についてお伺いいたします。

エとして、治水対策についての考え方については、南街・向原・新堀地区には、地下貯水槽設置の検討が必要ではないかと、お伺いいたします。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[8番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、向原団地の創出用地における向原地区プロジェクトの促進についてであります。向原地区プロジェクトは本プロジェクトの事業予定者構成員に建築基準法違反が判明したため、東京都は平成24年11月に事業者決定手続を取りやめていました。市といたしましては、早期の問題解決を願い、その旨を東京都に伝え、動向に注視してまいりました。

次に、東京街道団地の建て替え事業に伴うまちづくりについてであります。東京街道団地につきましては、現在、東京都が後期建て替え計画を作成しており、今後660戸程度の都営住宅を建設する予定と聞いております。後期建て替え計画におけるまちづくりにつきましては、東京都と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、祝日等歯科応急診療事業についてであります。市では東大和市歯科医師会と意見交換及び協議を重ね、具体的な事業内容等を検討した上で、平成27年度から事業開始に至ったものであります。

次に、休日急患診療所についてであります。現在の休日急患診療所は軽度の救急患者に対する初期医療を担う目的で市の中心部に設置し、市民の皆様にご利用いただいております。今後さらなる高齢化の進展等を見据えながら、地域の実情を踏まえた、市民に身近で安心安全な初期救急医療体制の確保と方策について、関係機関と連携しながら検討してまいります。

次に、東大和市駅前へのムクドリ対策についてであります。東大和市駅前の樹木に、6月下旬ごろから数多くのムクドリの飛来を確認しました。ムクドリにつきましては、法的には捕獲することができないことから、ムクドリが嫌う音源を活用し、第1回目を7月14日、15日の2日間、第2回目を8月17日、18日の2日間の計4日間、対策を実施したところであります。また他の自治体においても、さまざまな対策を行っているようですが、根本的な解決方法がなく、今後においても状況を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、東大和市駅前のトイレについてであります。駅前トイレの設置につきましては、市の表玄関となります東大和市駅前広場の整備において、昭和63年度に竣工したものであり、建設から約26年が経過しております。駅前トイレの建物や設備につきましては、経年による老朽化等が進んでおりますが、日々の清掃やふぐあいがあった場合の早急な対応を実施し、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、東大和市駅前修景地の花壇についてであります。市の表玄関であります東大和市駅前広場につきましては、平成26年度にボランティアの皆様とともに花壇を整備し、除草や清掃等も実施していただき、市民の皆様とともに美観向上に努めております。年に2回、6月と11月に季節に合わせた花を植えかえ、駅前に潤いと癒しを提供できるよう、ボランティアの皆様の御協力を得て継続してまいりたいと考えております。

次に、市内の溢水対策の状況についてであります。近年多発する局地的な集中豪雨によりまして、市内数カ所におきまして道路冠水が発生しております。その対策としまして、雨水浸透施設の設置や雨水排水管の清掃を計画的に実施するとともに、開発事業における浸透貯留施設等の設置協議及び個人の住宅への雨水浸透ます等の設置助成などの取り組みにより、溢水被害の軽減に努めているところであります。

次に、雨水管のふたの点検等の管理についてであります。雨水排水施設のマンホールふたにつきましては、平常時及び雨水時における道路パトロールや集中豪雨時等、市民の皆様からお寄せいただく情報により交換が必要と確認されたものを、浮上防止の機能を有するふたに変える改修を行い、交通の安全確保を図っているところであります。

次に、雨水流出抑制対策の進捗についてであります。市では総合的な治水対策の一環として、上北台駅周辺及び立野一丁目土地区画整理事業におきましては、学校の校庭や公園の地下に雨水貯留施設を設置するとともに、南街地区等には雨水浸透井等を設置し、雨水の流出抑制を図ってまいりました。また開発事業での浸透施設設置義務や個人住宅の雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置補助などの取り組みにより、雨水の自区内処理等を推進し、流出抑制を図っております。

次に、南街・向原・新堀地区における治水対策についてであります。局地的かつ短時間の集中豪雨につきましては、1時間降雨に換算しますと100ミリを超えるような状況になりますことから、各所で内水被害が発生し、河川改修や排水施設の整備だけでは対応が難しくなっていると認識しております。今後は小型な浸透貯留施設、貯留対策を講じる必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番(関田 貢君) どうもありがとうございました。

じゃ、順次、質問させていただきます。

今回、この都有地についてを①と②ということで、この問題を提案しております。この提案については、当市が都有地を初め、当市の関係する国有地や都有地、そういう都有地の中で市が関与してできる施設とできない施設があると思うんですが、今回は最近、市報でも国有地の問題が、参議院宿舍の跡地が売却されるということについても、これは市が格安で売るとか、市に買ってほしいとかっていう要望じゃないような情報が今回示されておりました。そして、私はこの都有地については、市と都が一体となって今度はやっていかなければいけない、また市民にそういうサービスを提供できるように努力しなければいけないと私は思って、今回、舛添知事が誕生されて、7月の会見の中で、舛添知事が福祉の施設の拡充、整備促進については、都有地の活用促進を発表されました。こういうことが、私は舛添知事に福祉政策を大いに期待している1人として、今回この問題を取り上げました。

そして、この問題については、まず高木団地の創出された土地に対して、14年間から今日まで、先ほど市長の答弁では、プロジェクトは東京都が立ち上がって、プロジェクトの中に違反者があらわれ、そのプロジェクトのメンバー組み合わせの意向によって、その動向に注視してるということを言われました。私は、そういう問題だけでは、都もこの都有地に関しては、市がこの建て替えを始めた14年前、東京都の知事も3代かわっているわけですよ。そして、舛添知事さんが具体的に都有地の利用を発表されたんですよ。ですから、こういう政治政策で発表された知事の言葉は重く受けとめて、私たちの都有地をもっともっと身近にするためには、行政がもっともっと近づいて、東京都に近づいて、この都有地の開放を僕はやるべきではないのかなと、こういうふうに思うわけですね。

この都有地のあり方も、皆さん、これ東村山の本町で、この事業が計画され、発表され、この東村山の事業を当市にも同じように実施しようということで始まった事業なんですよ。そして今日、14年前に始まって、今日まで27年、手つかずで来てる。内容の変更を求めても何らおかしくないんじゃないか、私は思うんですが、その辺の考え方を伺います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま向原団地の創出用地におけるプロジェクトの変遷と、その内容の変更についてといったようなことでの御質問でございますけれども、ちょっと古くにさかのぼってしまいますが、平成14年にプロジェクトを起こしていこうとした時点ですね、その後どういう動きをしてきたかといいますと、当然、向原住宅の用地には計画どおりに都営住宅を建てていくのではないかというのが市の考え方でございました。ところが、一定の住宅を建てた後につきましては、創出された用地について民間の活力を使うんだということで、プロジェクトを東京都は考えました。実はその時点で、当初、向原団地を建て替えていくということで、都営住宅の建て替えを目的といたしましたこの地区には、都市計画法の地区計画がかかっておりました。しかし、東京都の方針変更によりまして、都営住宅だけではなく民間の住宅が建てられるようなということに方針転換を東京都が行いましたので、市決定である地区計画も、それに合わせまして平成21年に都市計画変更をし、応援を東京都と連携をとって進めていこうということで進めてまいりました。

それから、そのプロジェクトにつきましては、さきに東村山市の本町団地で進めていたプロジェクトが、非常に多摩地域に合っているというようなこともございましたし、東京における戸建ての住宅の推進にもしていくモデルにするんだという当時の知事の考えもございまして、それに合う形での公募を行い、事業予定者が決

定していたところでございます。ところが、先ほど市長答弁にもございましたように、そのプロジェクトを行っていく特別目的会社が既に設立されておりましたけれども、その企業の中に建築基準法違反の事例が判明したということで、プロジェクトがとまってしまいました。一度とまったときに、東京都はそれを再開するという考えを持っておりましたが、既に時間もたっていて、その整理がまだついていないというのが実情のようでございます。

その中で、今、関田議員がおっしゃられましたけれども、知事がかわり、新しい考え方——福祉インフラを、都営住宅用地を活用していくということがございましたが、当初、私たちは向原団地につきましては、既に民間の活力を活用し、住宅を主とするプロジェクトがスタートしていた、東京都の事業としてスタートしておりましたから、何らかの形でそれが変わっていくのではないかとというようなこともございましたので、また事業予定者で選ばれて出てきた計画が、非常に市にとってもいい計画でありますし、地域の方たちにも説明会が開かれて、いつ実際に住宅の販売が始まるんですかというようなことが、問い合わせがあるくらいに期待があったというようなことがございますので、機会を捉えて早くスタートしてくださいということをお伝えしてまいりました。

ところが、いろんな状況が変わってきたというようなこともございまして、今また新たに東京都はそこでのプロジェクトの展開について、改めて考えるということが示されているところでございます、それについては現在のような空地の状況をいつまでも置くんではなく、なるべく早く、場合によっては地区計画を見直す必要も出てくるのではないかとというようなことも伝え、その再開というかですね、検討の方針を早く示していただきたいということを申し入れてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今部長のおっしゃる情報は、まさにそのとおりだと。ですから、私は今回この問題を提案して、このときの市の計画、これ発表になって、皆さんもわかっていると思うんです。このときの状況、3割安の戸建て住宅を供給します。低炭素住宅を供給します。この当時、3割安という東村山の住宅をつくるときに、こういう目標でこの当時つくられて、今日、3割安でできないですよ。人件費や、その資材が高騰して、市の入札だって多大な影響を受けてるでしょう、この人件費や資材高騰で、入札問題で。ですから、こういうようなプロジェクトを推進をするのに、今まさに変更をお願いして、こういう住宅、3割安の住宅はもう資材や人件費の高騰でできないのであると。だから、そういう中身を変えて、今度の新知事の福祉政策に早く転換し、もっともっと地元が使いたい福祉政策の実現に改善できるような方法へ導くということが、僕は大事だと思うんですが、この事業を推し進めるんじゃなく、この事業は中止してくださいぐらいの強いコメントで中身を検討するようなこと、東京都決定ですからこれは難しいですよ。だけれど、事業内容の変更ということでは、知事が変わって、このように7月の知事の初の記者会見のときに、抱負として福祉政策に力を入れていく、そして保育園の問題、待機児の問題も解消していくんだという強いメッセージが、新知事から示されてるんですよ。そして、14年、解体して今日までいろんな計画があつて挫折してるわけですから、この挫折はもうできないんでしょうからというような言い方を市がしてっても、何ら私は事業内容の変更をしてもっともっと市民に利用しやすい環境を提供するということは大事だと思ったんですが、いかがですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 関田議員おっしゃるように、時代背景も変わってきてしまっているというところがございます。そのような中で、東京都は昨年ですか、都議会の都市整備委員会の中で、改めてその事業については検討を行いますということを初めて表明されたという事実がございまして、その内容についてなる

では、東京街道団地の土地に対して、これからは東大和市がこの土地に対して利用を、どのようなまちづくりにこの土地を利用しようとして、東京都にお願いされていくかということについて、今の現在の考え方を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地の今後についてでありますけれど、建て替え計画を踏まえまして一団地の住宅施設を廃止し、オープンスペースを備えた良好な中高層住宅地として維持するとともに、公共公益施設や生活支援機能等の誘導も視野に入れて地区計画を検討すると、そういったような内容が都市マスタープランのほうで位置づけている内容でございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） そうしますと、これからはこの土地を利用するときに、地区計画の見直しということで、今、一団地の事業計画で現在の用途地域で住宅が建っていると。これからは、私が先ほど提案した福祉事業を展開するとなると、ここの一団地の用途地域を見直すということが必要になってきますね。ですから、私は所有地の有効活用をするためには、この一団地の事業のままでは何もできない、また同じような建物をつくるという形になります。ですから、ここに福祉事業を大きく展開するというので、私が先ほど提案しましたC C R C計画、福祉哲学というのはアメリカでできた方式ですが、これが広く日本にも伝わってきて、日本もこれに準じた高齢化社会の施設づくりに採用されてるということを伺っております。ですから、これからの見直しについての福祉計画ということは、東大和がこれからの高齢化社会に対しては、この地域に当たって福祉事業として、僕は一番必要な時期で、この広い土地を地元で活用できるような、福祉施策を展開するにふさわしい土地だと私は思っています。そのことについて、どのように考えてますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま関田議員から御指摘ございましたように、当市の中でまとまった広い土地があるといったようなところは、この東京街道団地の今後施策が展開されるであろう創出用地になると思えます。それで、ただいま関田議員から御指摘のように、現在ある一団地の住宅施設の都市計画の中では、住宅しか建たない計画になっております。なおかつ建蔽率、容積率の指定も、今あるマックスを使えない、それより住環境を守る一団地の住宅施設の都市計画が決定されておりますので、このままではいろんな事業展開ができないという都市計画になっておりますので、先ほど都市計画課長のほうから答弁させていただきましたように、今後の幅広い土地利用の活用が図れるようにするためには、公共公益施設や生活支援施設等も可能になるように、今の一団地の住宅施設を地区計画に変えていく。その地区計画の中では、どの地区にはどういふものをというようなゾーニングをしながら、いろんな幅広い事業が展開しやすいようなものに変えていく必要があるというふうに考えておまして、そこで必要となるようなものであれば、用途地域についても地区計画とあわせて検討していくことが必要だということは認識してるところでございます、東京都にもそういうことも必要になりますので、東京都内での都庁内の方針を早々に決定していただき、示していただきたいということを要請しているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 当市のこれからは高齢化社会に対応した施設づくりがどうしても必要だということで、福祉事業を展開していくということで、東京都に要請行動をきちっとしていただいて、今、使われている一団地の方法じゃなくて、幅広い福祉政策が盛り込める事業展開ができるような用途地域に変えていただいて、地域にもっともっと利用しやすい、これからの高齢化福祉社会にふさわしい施設をつくっていただきたいと要望して、この項目は終わります。

次に、祝日等歯科応急診療所、この平成27年4月29日からスタートした事業、この開設などの経過についてお伺いしたわけです。こういうふうな緊急の祝日、年末年始のこういう歯科応急診療所が開設できたことは、この歯科診療所の皆さんの協力があってできたわけです。こういうようなことが、議会の中で誰か要望されたとか、こういう経過なくとも自発的に歯科の診療所の先生方が、このような経過で実施したということは高く評価したいと私は思います。こういうような事業が、東大和に歯科診療所が根づいたということで、私、この中で確認しておきたいんですが、市内に42歯科の医院があるわけですね。そして、この便利帳なんかで見ますと、市に協力してる事業所が全部で42カ所の歯科医院が協力ということになってないんで、この20カ所ということは、市の協力事業ということはどういう意味が、その協力したとしないとの差というのはあるんですかね。その辺の中身がちよっと理解つかないので。市に協力してるということに対しての歯医者さん、市の事業に協力してない歯科の人たちは、市に対して何かの要請行動があるかないかということで、そういう区分けされたのかどうか。その辺の区分けの方がわからないんです。

○福祉部長（吉沢寿子君） 歯科医師会に加入されている歯科医師のうち、今回のこの祝日応急歯科診療のほうに参加をしてくださる歯科医療機関ということでの数でございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ですから、歯科医院が協力する数が今24カ所になっていますよね。そして、42カ所で、ですから僕はこの協力した、しないということについての事業展開について、例えばこれ呼びかけるわけですよ、42の歯科がいるわけですから。そうしたときに、市はこういうことと、こういう事業をやりますから、学校医のことでもあるでしょうし、いろんな事業が市の事業としてある。その事業について、42の歯科医院の協力があって、私は全員が協力してるのかなと思ってたんですが、便利帳の資料を読むと、協力者と分けてあるんですね。だから、その意味が、そういうふうな市の事業に参加するしないの、その単純な分かれ道が、何が申請を、市の事業に参加してるしないということだけなのか、その1点をお願いします。

○健康課長（志村明子君） 今、議員の御質問のあった42の歯科医療の協力機関についての説明でございますけれども、東大和の市民の便利帳には、また祝日歯科、応急歯科事業とは別の歯科医療連携事業についての御案内のページのほうを御掲載させていただいております。そのページの中には、市内の歯科医療機関及びその歯科医師会に加入していて、その歯科医療連携事業に御協力いただいている機関と区別してマークで示させていただいております。これは訪問歯科診療を整える設備等、そういったものの違いで、歯科医師会のほうから協力できる機関についてのお答えをいただいて、それを反映して載せていただいたという形になります。祝日応急歯科診療事業の協力機関につきましては、今年度の祝日等が20日間ということになりますので、その42のうちでも20日間に御協力していただける医療機関のほうを、歯科医師会のほうで調整していただいて、今回、事業の順番表の中に入れさせていただいたという、そういう形になってございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） そうしますと、私が今質問してるのは休日診療所の、今説明したとおりですね。だから私が、この42の歯科医院が、市のさっき言ったように学校医とかいろんな仕事ありますよね、市から学校の事業。そういう事業には、42の歯科さんは順番制で私は協力してるのかなと、こういうふう思うんですが、こういうふうな区分けがあるということについて、じゃ今言われた24カ所の人たちは、その市の事業じゃなくて、この休日診療所だけに、この人たちはやって、じゃここの42の歯科は学校医の協力は、42は学校医の協力は無いのかというふうになるんじゃないですか。違うんですか。その辺の説明は。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいまの関田議員の御質問の中で、その42という市内の歯科医療機関につきましては、歯科医師会にも、歯科医師会に加入をしていない歯科医療機関も含めた数が42でございます。そのうちの歯科医師会に加入していないのが24の歯科医療機関ということでございます。残りの26の歯科医療機関が歯科医師会に加入をされていて、私どもは……。〈関田 貢議員「加入されてる人だけが、じゃ市の事業をするのかということなの」と呼ぶ〉

申しわけございません。ちょっと数が、数、今持ち合わせがないんですけれども、その残りの歯科医療機関が歯科医師会に加入をしております、私どもはやはり歯科医師会と日ごろ、会として継続的に意見交換とか協議を重ねさせていただいております、その中で例えば母子保健の歯科保健とか学校保健である部分の歯科保健とか、先ほど課長のほうから御説明させていただきました障害の方や高齢の方の歯科医療連携の事業とか、そういったさまざまなことについても、全て歯科医師会という会を通じてお願いをしているというようなことでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 確認します。じゃ、42カ所ある施設の中で、26カ所の歯科の診療所の皆さんは、その歯科医師会に加盟してる団体だと。ですから、加盟してる団体は市の事業をやっていると。ですから、加盟してない16があるということですよ。はい、わかりました。

じゃ、このように歯科医師会の皆さんが休日急患の隣接、輪番制でこういう休日の診療をやっているということについては、大変これは喜ばしいことだというふうに思います。こういうことが広くボランティア活動で、いろんな医師会に私は伝わっていくことを望んでるということで、このような歯科医師会が示した行動は高く評価して、僕は次のこの問題、休日急患診療所、内科及びということで、今度は休日診療所の話で、これは私が毎回提案して、市が直営でなければいけないということが今日まで続いているわけです。何ゆえで、こういう単独というのは、30行政区の中で、26市の中でももう数少ない行政区の中に入っているんだと私は思うんですね。ですから、こういう休日診療所のあり方を医師会みたいな、積極的な行動が医師会の中でも42、ちょうど歯科と同じ、歯科診療所と同じように、医師会の診療所も同じようにあるんですね、数が。そういう数の中で、ボランティアで輪番制とか、病院とタッグを組んで診療所と開設を同時にやるというようなことは、過去にいろいろな提案をしてきました。しかし、こういう提案の中で今日まで実施できないというような、何ができないのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 休日急患診療の関係でございますけれども、現在、多摩26市のうち、いわゆる当市のように休日急患診療所という形で、1つの市に例えば1カ所とか、集中して1つの場所で行うといった、いわゆる固定式の実施をしているところが12市でございます。いわゆる在宅輪番制、当番医という御自分の診療所で当番で見ているというような市で実施しているのが16市ということで、これはダブって、固定式でやっただけで輪番制をとっているというようなところも、市も大きいところはございますので、そういったところではダブってはいるということでございますが、現在そういう状況でございます。当市のほうが、ずっと固定式というようなことで、在宅輪番制ではない方式で長年、行っているというようなことではございますが、それも過去の議員からの御質問等で、市長や私どものほうで御答弁させていただいておりますとおり、市のほうではそこに1カ所、固定式で診療所を設置させていただきまして、当市の場合はそれほど大きな市ではございませんので、ちょうど市の中央に位置したところで設置をさせていただいて、駐車場等も今少し広くさせていただいておりますので、そういったところで行わせていただいているということでございます。

また1カ所でやるメリットというようなどころでは、例えばことしの冬、この前の年末年始というんですか、そのときには1日で130人余りのインフルエンザ等の患者さんが休日急患診療所を1日で訪れたというようなことがございます。そのときには大変駐車場も混み合ったり、受付も本当に大混乱というようなことで、市のほうの職員も出て、相当いろいろ駐車場の整理とかもさせていただきましたが、そういった場合には、やはり在宅輪番制をとった場合には、1カ所の診療所等にそういった方たちが押し寄せてしまうおそれもあり、駐車場等の問題もあるというようなことで、やはりそういった事態が起こり得るときには、固定式の診療所のほうがやはりメリットがあるのかなというふうなところで考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私は、こういう休日急患診療所っていうのは、昭和50年代は周辺には診療所が休日に開いている場所がないんで、それはこの当時は、休日急患の診療所は大いに僕は必要だったと思うんですね。今は医療環境も大きく変わって、こういう固定式ということで市の中央にあるということが、今、休日急患のこの50年代で、皆さんこの東大和市が、私、何回もこういうふうに、皆さんも現行で、答弁の中でやって、診療所の運営費が、この当時は1,985万円、診療所の運営費がかかっている。こういう運営費も、地域の診療所の皆さんの協力をいただければ、僕はこんなに費用はかからなくて、輪番制でそれぞれの診療所の施設を当番制でやれば、十分質の高い、僕は休日診療所が、質を下げないで維持ができると私は思うんですね。この当時の5年前の答弁でも、この病院が果たしている実績は大変大きいと認識していると。医療環境も変わってきているので、医師会と継続して話し合っていると。引き続き研究と検討をしていくという答弁をされてるんですよ。ですから、こういう答弁を5年前にされて、今こういうふうな固定式がいいような答弁をされてると、この当時に1,900万円からかかっているお金を輪番制でって各市町村がやって、いろんないいデータをここで発表しています。そういう輪番制で事業がお互いに協力してくれば、大病院と診療所でタッグを組むことによって、そこでたらい回しされなかった、熱が出るからほか行ってくださいと言われていなくても済む、そういう施設が当市にも十分配置されてますよ。そして、休日の急患を市で持たなければいけないということで、42の診療施設が東大和にあるわけですね。ところが、東大和病院と地域の診療所でタッグを組むということで出てきますと、この病院の中で東大和市が個人の経営で休日診療所を開いている診療所が42ある中で、3カ所も開いてるんですよ。ですから、42ある施設の中で3カ所も個人で休日診療所を開いて、市の役割はそんなに大きく私はないと思ってますよ。現にその休日診療所で開いている小児科もあるし、内科もあるし、小児科なんか2カ所も休日診療所で開いてるんですよ。ですから、その辺のことについて、これは休日急患診療所の意義は私は薄れてると思ってます。そういうのはどんどん改善して、地域医療と地域の医療が変わってきてる現在では、医師会ともっともって協議して、歯科医師会の皆さんみたいに積極的にボランティア的な精神を持って、輪番制でみんな来て、歯科医師会ができて、こっちの診療所、医師会のほうができないなんていうことはおかしいと思うんですよ。その辺はどう考えてるんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 議員からのいろいろお話いただいたところで、先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、やはり今後、将来的には今議員からお話いただいたことなども踏まえて、これまでのいろいろ御意見いただいたことなども踏まえながら、やはり引き続き医師会の方々とは、継続的に東大和の初期救急医療の関係や、今後そのほかのいわゆる地域医療、介護とかの連携も深めたそういった医療に関して、引き続き将来的なことを見据えながら話し合いをしていく必要はあるというふうに認識をしています。

議員がおっしゃるように、今既に日曜日とかをやってらっしゃる診療所の先生方も、実際にいらっしゃるこ

とも私ども十分認識しておりますが、基本的にはやはり初期救急というのは、いわゆる一次救急というのは、医療法によりまして市町村が行わなければいけないとされておりますことから、それにつきましてはやはり引き続き市のほうで行っていくということでございます。ただ、その方法に関しましては、先ほど議員がおっしゃったような形で、例えば今回、歯科医師会が始めたような在宅輪番制をとるのか固定式をとるのかという方法は、やはりそれぞれの地域の実情や、今後の地域の医療事情とか、そういったところも念頭に置きながら、やはり将来的なことを踏まえながら考えていかなきゃいけないなというふうには思っているところでございます。以上でございます。

○8番(関田 貢君) ぜひ、そういう考えだけじゃなくて、実現をして、休日診療所のあり方、一歩二歩前進をさせていただくよう要望して、次の問題に行きます。

そして、東大和市駅前環境問題については、私もこの駅前についてはでき上がるまで、昭和25年、青梅橋駅が誕生してから、昭和54年に東大和市と改名されました。そして昭和55年に立体交差になったと、高架線になったという歴史があって、それで駅前の広場が平成元年、64年、旧制でいきますと64年、平成元年がオープンになったということで、私は58年に議員にならしていただいた。この当時、駅前開発にいろいろと苦言を言って開発に携わった1人として、その当時からこの駅前についているんな思いがあります。

そして今度はこの思いの中で、特に市民から寄せられた、まず①として駅前の街路樹にムクドリが大発生して、夕方になって集まってきて、ふん害や悪臭の問題をことしも同様に発生しているということに対して対策をお願いし、早速その現状のことを1年前とことしと比較して、大分私は改善されたと思っております。その改善された過程の中で、皆さんがやってこられた、僕が1年前に観察したときと今回観察したときが、日照時間が多少ずれたせいとか、私が去年の現場で観察した当時は、天気の日で6時40分になるとねぐらに入りました。この間の8月12日の現地に見に行ったときには、私は6時から現地に立ってムクドリの様子を見てました。そして6時50分、大体40分から50分になるとムクドリの移動が始まる。この移動する時間帯を、対策効果をすれば、私は効果があるのかなというふうにして、この間、8月18日、課長以下12名の職員が粘り強く音響の効果で、2種類の音響効果でやっておられました。こういう効果も、いろいろなことをやって、やったら終わりじゃなくて、去年は剪定をして、強剪定をして枝を払った。そして、枝を払ったら、今度は桜の木へ来ちゃったと。それで網かぶせたと。それで、網かぶせてその対策をやったと。そうしたら、そのときの鳥の移動というのは全然変わってくるんですね。ですから、今回はそういう対策を、今度は音に変えた。今度は剪定しないで音でやると、かなり鳥は飛び立ちますね。

ですから、そういうことで、私は1年前と今回の問題を比較して、市民は多いに助かったのは、商店街通りに電線の高圧線、一番高い線のところに真っ黒になるほど1年前はとまっていたんですね。そこで、早く来た鳥はとまり、ねぐらに入る時間、6時40分までそこにとまると、そのとまってる時間でふん害の量が決まると。ですから、そのとまってる時間が、いろんな対策をするたびに、鳥もとまる場所を研究して、今は西武線の一番高い高圧線のところへとまって、ねぐらの6時50分でことしは来てますから、6時50分の時間では市内のところにはない。そして、木のところに入るのは、本当に睡眠時間ですから、そのふん公害は去年よりは少なくなった。そういうことについては、やはり粘り強く皆さん頑張ったおかげで減ってきたというふうには私は思っています。ぜひ、これは継続に続けていただきたいと要望しておきます。

そして、2番目に駅前のトイレについての改善です。

これは僕が最初のころ心配してたときに、駅前の広場の土地の高さより手洗いの位置が低いということね、

僕が言いたいのは、そういう低い位置の設計は、専門家に聞くと余りよくないと言っていました。ですから、この際、もう27年前の建物ですから、先ほど市長さんも言っていました。ですから、こういう駅前の表玄関ということで、この表玄関の問題については、松下幸之助の例を取り上げたり、いろいろと改善をお願いしました。やはりこの駅前のトイレについては表玄関ということで、あの設計は誰が見ても、プロが見ても、ああいう地べたより低いということは、においがこもるのは当たり前だと言ってますよ。ですから、そういうような設計変更を1日も早くして、新しい駅前にふさわしい手洗いをつくっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました駅前のトイレの状況でございますが、確かに低い状況であるというところは、私どもも認識しております。ただ、これを改善するとすると、やはり修繕等の状況ではなくて、やはり改築という形をとらない限りは、その改善は大変難しいというふうには思っております。しかしながら、トイレを建て替えるということになりますと、5,000万円を超えるような金額がかかるのかなというふうに、過去にちょっと調査をした中でそういったものも出ております。そういったことで、なかなかトイレだけということになりますと難しいところがございます。また駅前につきましての活用につきましては、さまざまな御意見を市としてもいただいておりますから、今後、駅前広場の総合的にそういった検討も進めていかなければいけないというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） ぜひ、前向きに駅前のトイレの建設計画では、建て替え計画を実施してできるように、市長さん、真剣にこの駅前は、松下幸之助さんがアメリカへ行ったときに、初めて行ってアメリカのトイレに入った。そうしたら、トイレが余りにもきれいなんで、幸之助さんがその案内の人に聞いたといたら、何て答えが返ってきた。行政で税金もらってるんだから、手洗いをきれいにするのは当たり前だと。それを聞いて、幸之助さんはびっくりしたと。幸之助さんの談話に載ってますよ、アメリカの旅日記で。ですから、そのくらいアメリカの手洗い、公衆浴場というのは、税金でやってるからきれいなのは当たり前だというふうな感覚を、ぜひ僕は日本人は、他市で学ぶんじゃなくて、日本人の個性として僕は実施していかないと、そういう人たちが今度、外国から日本に来て、市の手洗いに入って印象を悪くするというののないように、僕はしたいと思ってこの問題を取り上げてます。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

次に、駅前ロータリーの記念碑のある島は、低木の中でシノが群生化してたところが、担当者の皆さんの努力で抜根していただいて、シノを退治していただいてきれいになり、そこに花が植えられ、先ほど市長の答弁だと年2回、花の植えかえがあるということで、すごくきれいになって喜んでいました。それで、そのときに東大和市が、駅前ロータリーというのは、先ほど言ったように平成元年に駅前が完成したときに、記念として市の木、市の花が植栽され、そこに多摩湖と貯水塔をイメージした噴水ができて、そして駅前のトイレが建築されたのが平成元年、27年前だということですから、そういうことも踏まえて、27年間たった今日ですから、ぜひ駅前トイレのそういう問題を初め、駅前にはそういういいことも、記念碑と花の花壇によって市民が喜んでいて、ぜひこういう花の手入れに、NPO法人としてその花の花壇の手入れに参加したいという人たちも、私のところに来てます。ぜひ、そういう人を皆さんとかに紹介して、駅前の花壇の手入れを継続的に無報酬でしていただくということが、アドプト精神が僕は大事だと思ってます。ぜひ、そういうことを継続していただくよう要望しておきます。

次に、最後にこの大雨と台風シーズンということでもう一度確認します。

アとして、市内の溢水対策はどのような状況にあるかということで、市はこの溢水対策で、どこどこが、

順位をつけて、つけられるとしたらどこが一番ひどくて、次はどうだというようなことの場合、3カ所か4カ所、挙げてみてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市の中の冠水地域の主なところなんですけど、まず1カ所目は都道青梅街道の大和通りですね、南街交番から南街4丁目の間につきまして冠水いたします。それから用水北通り、市道1号線になりますけど、東大和市駅前寄りですね、そちらのほうも冠水が多くございます。もう一つ、新堀地区で東野火止橋の手前になりますけど、そちらも大雨が降ると冠水するような状況でございます。そのほかにもございますけど、主なところとしてはその3カ所だということで認識してございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私も、今言われたところが、まさにこの東大和の溢水対策の場所、大和通り、あるいは僕なんか第三小学校通り、鎌田ビル前と、こういうふうに通称言うんですが、その場所。あるいは野火止用水のこの場所は、もうずっと溢水対策では必ずこの3カ所は出ます。この対策をどうやるかということについては、また利水対策の項目で触れますけれど、この原因の場所は、私もこの今言われたところ共通認識を持っています。

イとして、次の雨水管のふたの点検についてはどのように管理されてますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 雨水管のふたの管理についてでございますが、平常時の道路パトロールや排水管清掃委託時での業者からの報告、あるいは集中豪雨時での市民の方からの情報等によりまして、ふたの種類や、またがたつき、周りの舗装の状況、またマンホール内の状況等の確認を行っているようなところでございます。また、ふたにつきましては、浮上防止の機能を有していない古いタイプのものや、その他ふたのすり減り等、交換が必要であると確認したものにつきましては、速やかに交換を行っているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今そのふたのことについてお伺いしました。私も、このふたのことについては、非常に危険なことを感じました。この危険ということは、逆流のためにふたが吹っ飛んでいるんですね。ふたが吹っ飛んでて鎖が切れてる。私が見つけたときは、鎖が切れてふたが吹っ飛んでた。そして、この間の事故は、8月17日、市民が警察に言ったと。言って、ふたが、やはり同じ場所が吹っ飛んでた。だけど、これは鎖がまだ新しく、切れてなくてふたがあいたということですね。こういうふたがあいた事故例というのはほかにあるんですか、何カ所か。こういうふたのあくという事故というのは、市内に何カ所ほかに、これは向原地区の例の話を今、私は言ってます。ですから、こういう事故例は、こういう地域、向原と同じような地域関係では、こういう事故がほかでも僕は発生していると思って質問しました。その辺の事故例はあったら教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の7月30日と8月17日の大雨時のことでございますが、それ以前まではふたがあいたという報告は確認はしてございません。このときの2日間につきまして、ふたがあいてしまったということでございます。7月30日につきましては、合計で6カ所ふたがあきました。そのうちの1つは、U字溝のふたでございますが、残りの5個につきましてはマンホールのふたでございます。幸い、このふたによる事故はなかったということです。現地確認したところ、浮上防止の機能を有していない古いふたであったため、この6カ所と、その前後のマンホールを含めまして、全部で合計15カ所になりますが、このふたの交換の工事を発注したところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） このように、6カ所がふたがあいてたということ。私は、ここで僕が一番危険なところ

ということが、向原の五小から来る、野火止用水、梅の原に抜ける富士幼稚園の西側を通った道ですね。あそここの道で、尾崎管機さんのところから、やや南へ入ったところのマンホールがいつもあくんです。このときの、今度は水があふれてるときはまだいいですね、あふれてるから。ところが、引くときに子供が、あそこは歩いたらのみ込まれちゃいますよ。すごい圧力ですよ。ですから、こういう降雨時にふたのあいたところというのは、雨が降った対策では、ここのそういうところを注意していただきたい。それで、この市民の人も余りにも驚いて警察に通報するくらいな、吸い込まれたら子供が危ないと。そこは通学路なんです。富士幼稚園に行く道でもあるし、五小へ行く道でもあるし、それであそこはベンチュリ管みたいに高圧線があるから、道が狭くなって広がったところですから、そこへふたが吹っ飛ぶわけですから、その水は逆流して吹っ飛んできた水が、ここの向原4丁目の一番低い住宅に60センチぐらいたまっちゃうんですね、表通り。あそこは、マンションの名前を言って悪いけれど、コンフォートの北側のところが船形になってるんですね。ですから、そこへ60センチぐらい水がたまっちゃうんです。これは降った雨じゃないんです。そういう逆流したマンホールからあふれ出る水のために浮き上がっちゃうんですね。浮き上がった、そういう逆流の水がたまっちゃう。こういうところが、新堀地区もそうです、南街交番もそうです。そうですよね。雨降った水の公害じゃないですよ、あそこ。逆流のために公害になるんです。そこをちゃんと対策を立てないと、逆流の問題はここで始まったことじゃないし、私が何回か台風シーズンになると、何回か問題を上げてるけれど、改善は空堀川が広がって、水の引きが今までは40分かかったところが、30分になった、20分になったと、そういう速度は、早く引きがなったということは、空堀川の影響かなというふうに私は感じますが、だけれど都市型災害というのは、やはり降った雨は瞬間的にたまりますから、そういうことの問題として、逆流で公害になっている南街交番の場所、新堀3丁目の場所、梅の原の今、僕が指摘したその場所は逆流でなる。だったら、逆流ですから、ふたが相当圧で上がるところだと、弱いところは吹っ飛びますよ、ふたが。ですから、今度逆にその水が引く時間になると、今度は子供たちがそこを通ったら危ないということです。今人身事故がないから十分、私は気をつけていただきたいと思いますが、どうですか、この話を聞いて。

○土木課長（寺島由紀夫君） 最近のマンホールのふたでございまして、最近のふたにつきましては浮上防止機能といいまして、雨水の逆流等による風圧や水圧がふたにかかったときに、ふたが5センチほどあきます。そのあいた5センチぐらいでロックがかかりますので、そのロックになった状態で少しすき間があいてますので、そこから風圧が逃げたり、水もそこから逃げるような仕組みになってますので、ふたが飛ぶということはございませぬが、古いふたにつきましては、そういう機能ができてない箇所がございまして、今後そういうところを道路パトロール等で発見しましたら、速やかに取りかえるようなことをしたいと考えてございまして。

以上でございまして。

○8番（関田 貢君） ぜひ、そういう箇所が6カ所あるというところは、重点的に事故のないように点検をしたり、あるいは巡回でそういう異常がないように管理運営していただきたいと思って要望しときます。

次に、ウとして、雨水の流出抑制対策の進捗はどのように、先ほど答弁の中では上北台地区とか立野地区に装置をつくったというお話で、そのほかをちょっとお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど市長の御答弁でもございましたように、雨水貯留施設としましては、東大和市立第四中学校の学校内の校庭の地下に雨水貯留施設を設置してございまして、こちらにつきましては、貯留量が5,200立米となっております。もう一つは、立野東公園内の雨水貯留施設でございまして、こちらでも区画整理事業で設置したものでございまして、3,245立米となっております。そのほかにつきましては、雨水浸

透施設としまして昭和59年度から平成13年度まで14基の雨水浸透井を南街地区、向原地区、新堀地区に設置してございます。その後、平成20年度の大雨を受けまして、平成21年度から毎年設置してございます。こちらは現在まで8基設置してございまして、合計22基となっております。また開発事業でも浸透施設を設置してございます。開発道路内に浸透施設のマンホールや浸透の集水ますの設置によりまして、自区内処理を実施してございます。またその開発内の宅地ですね、その宅地にも一宅地前に雨水浸透のトレンチを設置してるような状況でございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今の雨水流出の抑制対策のタンクが5,200と3,450、この場所では、この機能で一定の効果は果たしてると私は思うんですね。こういうような施設を、僕はエの治水対策、治水の対策の中で、例えば雨水の流水のこういう抑止効力を発揮するために、僕は新堀地区とか向原地区、南街地区に地下貯水槽の設置をとということを、ここで言ったわけは、やはり都市型災害の瞬間時の水は、やはりこれくらいのタンクを、僕は必要だと思ってます。だから、こういうタンクを、この3カ所に僕は絶対、最低、毎回、誰が質問しても、この3カ所のときには、このような大雨のシーズン、あるいは台風シーズンのときには、この南街地区や向原地区や新堀地区が水で困ってます。そういう困る対策を1日も早く僕はつくるべきだと。こういうようなことが、僕はこの浸透ますの補助金事業ということでやっているとありますが、こういう緊急の治水対策は、市が一般会計を持ち出してやらないと特効薬ないですよ。こういうふうに個人の地下浸透ますの設置ぐらい、そういう効果がないから、毎年こういうような都市型災害に悩むという問題が出てくるんですよ。ですから、私がこういうふうについて、道路の下とか、あるいは公園の下とか、あるいはそういう広い土地を有効活用して、途中でこういう貯水槽のタンクをつくっていただきたいと。こういうことで、こういう今つくった場所は、申しわけないけれど、市民が困ってつくってくれといった施設じゃないんですよ、市長さん。ここは市がつくれればいいという問題じゃないんですよ。こういうふうに南街地区や向原地区や新堀地区の水害で困ってる、そういう施設のところに、これだけの立野地区の5,200とか3,400、1本の施設がそういう下にできれば効果きめんだと私は思うんですよ。だから、市民の要求に応える施設、ただ補助金事業があればやるんだというだけの姿勢じゃだめですよ。何のために私たちが議会の市民の声を代表して、議会でここで皆さんに市民の声を伝えてるんですよ。こういう日常の問題を解決しないで、補助金事業だからここへ貯水槽をつくりましたから、それは一定の効果は、どういう効果があったんですかというふうになったときに、皆さんのほうへ、その効果はどうなんですかというふうになる。ところが、いまだにそういうシステムができて、今のこの3カ所が改善されてないんじゃないですか。その点、もう一度お願いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市が今まで進めてきました浸水対策について、先ほど土木課長のほうから答弁させていただきました。土地区画整理事業等で貯留施設をつくっていることが、そのほかのところにもどのような効果があるかということでございますけれども、総合的な治水対策の一環として、大規模で宅地開発を行った、宅地造成を行った区画整理のところには、対策といたしまして地下の貯留施設をつくりました。このことは降った雨水が管路を通じて、東大和市ですと空堀川に流れていくわけですけども、そこに流れる管の負担を一部軽減するという効果もございます。したがって、ほかのところでも浸透井戸を掘って、地下へ水を涵養しているというようなこともございますので、数多くそういったものをやりながら負担軽減をしてるということで、以前に比べたら、水が一度上がっても、その後、引くのが早くなってるというような効果は発現できるといふふう感じてるところでございます。

しかしながら、関田議員から御指摘いただきますように、最近の短時間に局地的に降る集中豪雨につきましては、それだけでは対策になっていないというのははっきりしているところでございますので、今後につきましてはさきにも他の議員さんからの御質問もいただきましたけれども、効果的な地下浸透施設、貯留施設といったものをどこにつくることがいいかというようなことを、研究を含めて検討していきたいというふうを考えてるところでございます。ただ、総合的な治水対策を進める上で、その対策をどのくらいとれて、どこにどれだけのものをつくったらいいかといったようなことを考えなくてはいけないというようなこともございますし、道路の下であってもなかなかそのボリュームのものがつくれないようなことがございますので、ただそういうところでも少し離れたところに、そういう手だてができれば考える必要があるんじゃないかということは、担当部署では考えているところでございます。もう少し研究をしないと、具体的にどこにどういった施設ということを、はっきりと出せる状況ではございませんので、もう少し検討をさせていきたいというふう考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） やっぱり雨水対策を、利水対策を考えたときに、雨水の問題というのは、うちは空堀川しかないんですよ。じゃ空堀川が満水時に、じゃどれぐらいになるというのを御存じですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ここで東京都の事業によりまして、空堀川の整備が進んでおりまして、以前に比べますと空堀川の水があふれて洪水が起きるといったような現象は、当市では起こらなくなってまいりました。しかし、一時期に雨が降るために、雨水排水管に、排水管に雨がのみ込めないような状況にあるというようなことから、市街地での内水被害が生じてるといような状況でございますので、そういう状況であれば川に流れていく前に何とかしなくてはいけないというのが、地下貯留や地下浸透の考え方になってまいります。そのようなことから、効果的な方法を考えたいというふうに考えておりますが、以前は何とか空堀川に早く水を流せば内水被害も解消できるんじゃないかというような考えもございました。しかし、今では空堀川の水が満杯になる以前に、既に道路の中に入っている雨水管が、水位が上昇してしまうといような現象から、なかなか水をのみ込まないといような状況ははっきりしてございますので、それに対する対応といったものを総合的に考えていきたいというふう考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） この空堀川の満水時の水の量っていうと、これは河川の研究者にいただいた資料によると、各地の川のデータが出てます。羽村から村山へ送られる水は150万トン、空堀川の満水時がおよそ100万トンですって。100万トンの水が流れてる。そこへ満水時になって100万トンの水の流れが、土地災害で土地の降った雨が流れ込めない。ですから、あれだけの厚い圧力が逆流して南街交番とか、うちの向原や新堀や、そういう3丁目のところのふたがあいちゃうんですよ。ですから、そういうことを今、先ほど課長さんから、ふたの改善はしていただけるということですけど、ふたが飛ばないように改善はぜひしていただきたいと思えますけれど、やっぱり逆流してくるとい、そういう低いところは、あるいは船底の道路の変形が水のたまりやすい場所、これはいつをもっても水が出るんですよ。ですから南街の交番のところの逆流噴水は、満水になれば必ずあそこは、当該の水が集まってくるんじゃないんです。逆流で公害になっちゃう。あの商店街、困ってるわけですよ。ですから、そういうところの溢水対策ということじゃなくて、利水対策として地下貯水槽を周辺につくらなきゃいけないですよ、南街地区に。そして向原の鎌田ビル、あるいは野火止用水のそういう水のたまる地下タンクが私は必要だと、利水対策で講じて、今までの利水対策のあり方では手ぬるいと私は思うん

ですが、市長さんどうですか、感想。

○副市長（小島昇公君） 担当部長からもお答えをさしていただいておりますが、できる限りの対応というのはかなりとらしていただいたというふうに思っております。私も初めて消防団に入ったときに出勤したのが、狭山地区の溢水対策で出まして、当時はもう雨が降ると必ず出るというような状況でございました。そういった中で、今の3カ所につきましては、大きな雨が降ると大変な市民の方に御迷惑をかけてるという状況が、なかなか抜本的に解決するということまで至っておりませんが、やはりその空堀川も下流のほうから整備が進んでいると。そういう中で、そこに流せるキャパもふえていく。そして、浸透の関係も宅内を含め、いろんな対応をとることによってかなり改善がされてきている。それから今お話のございました貯留対策も、どこに、どの程度のものをつくったら効果的かということは今検討させていただくというふうにお答えをさせていただいておりますので、そういう総合的な施策を進めることによって、市民の皆様がこの治水対策として水の影響がないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（関田 貢君） 治水対策で、こういうふうに、僕は近隣で特効薬的な、やっぱり市民が非常に困ってその対策を実施して、僕も現地へ、水害が出て頼まれて、村山の市の例は非常に僕は効果的で、市民が喜んでいました。こういうことを、尾崎市長さんもやっていただきたいなというのは、場所を言いますと、大南公園のあその場所は低いんです。それで、あその住宅地域が、それこそ床下浸水になったり、長靴が埋まっちゃう30センチ、40センチ、常時出るところでした。これがですね、平成6年度に地下タンクをつくることによって解消できたということです。ですから、あそこは、大南は毎年この事業で、台風や大雨のシーズンになると、グラウンド一面が池になっちゃう。それが地下貯水槽の設置問題、平成6年ですよ、それを解決してからずっとその問題ないですよ。市長さん、こういうふうな特効薬的なことを、ぜひ検討していただいて、この南街や向原、あるいは新堀地区の問題をぜひ解決していただきたいということをお願いしてですね、終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

平成27年4月に策定された東大和市健康増進計画の中の歯と口腔の健康づくりの中には、こうあります。「歯と口腔の健康は、生活する上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、心身の健康にも大きく寄与しています。喫煙や糖尿病は歯周疾患の発症や重症化と関連があるとされ、最近の研究では、歯周疾患と脳血管疾患

や虚血性心疾患等との関連も指摘されています。定期的な健診は、専門家による口腔内の健康管理を行うことができ、歯科疾患の予防・治療のみならず、全身の健康との関わりについても改善され、病気の重症化の予防につながります。歯・口腔の状態に応じた毎日の丁寧な歯磨きで、口腔内を清潔に保つこと、よくかむ習慣をつけることが大切です。また、ゆっくりよくかんで食べると、満腹中枢が刺激され、食べ過ぎを防ぐため、肥満を予防するなど、生活習慣病の予防につながります。障害者や要介護者に対する口腔ケアは、食べる、話すといった口腔機能の維持・向上のほか、低栄養や誤嚥性肺炎の予防にも効果があります。生涯を通じて歯と口腔の健康を維持するためには、正しい口腔ケアの知識を身に付け、日頃から適切な口腔ケアを実践できることが重要です。」とあり、当市でも既にさまざまな取り組みが行われています。一方、25年度に行われた健康意識調査を見ると、年に1回以上、歯科医院で定期健診を受けているという方は31.1%にとどまっています。

そこで、1番目として口腔ケアの推進でさらなる健康増進をとの内容で質問させていただきます。

①として、口腔がん検診の導入について伺います。

ここ数年の間に、市民の方から口腔がんのお話を伺うことが何度かありました。口腔がんは、日本では年間6,000人の人がかかり、約3,000の方が死亡しているとされています。口はそしゃく、かむ、嚥下、飲み込む、声を出すなど、人間が生きていく上で重要な働きをする器官であり、その口を口腔がんから守るため、病気を正しく理解し、早期発見、早期治療に努めなければなりません。口腔がんは、できる場所によって舌がん、歯肉がん、口腔底がん、頬粘膜がん、口蓋がん、口唇がんに分類されます。発生の頻度は、がん全体の1%から3%程度と決して多くはありません。また他のがんとは違い、患部を直接見ることができるので、早期発見しやすいがんであるものの、余り知られていないため、進行するまで放置されてしまうケースが多く、亡くなる方が急増しています。また初期症状で発見ができれば後遺症もなく済みますが、進行した口腔がんは手術により舌や顎の骨を切除しなければならなくなることから、顔が変形したり食事や会話が困難になり、日常生活に著しい支障を来すことがあります。だからこそ、早期発見、早期治療が重要であると考えます。

そこで、アとして、口腔がん検診を取り入れるべきと考えますが、いかがですか。

イとして、他の自治体の取り組みについて。

a、千葉県市川市の取り組みについて伺います。

b、当市で参考にできることがあるか伺います。

②高齢者の肺炎予防のための口腔ケアの取り組みについて伺います。

高齢者の肺炎予防については、ワクチン接種が26年度から国における定期予防接種となりました。高齢者肺炎球菌ワクチン接種における医療費の削減効果は、厚生科学審議会、ワクチン評価に関する小委員会の報告書によると、5,115億円と試算され、高い効果があるとされています。高齢者の肺炎予防のために、ワクチン接種とともに効果が高いとされているのが口腔ケアです。厚生労働省からは歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく取り組みが求められています。

そこで、アとして、当市で現在どのような取り組みがなされているかお聞かせください。

イとして、今後の課題をお聞かせください。

③歯周病予防や予防歯科に取り組むことで、疾病予防につながったり、医療費抑制が図られている下記の事例があります。これらの取り組みについて、当市ではどのように考え、今後の取り組みに生かすことができるか伺います。

ア、広島県呉市糖尿病重症化予防プログラム・糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおける歯科医の受診勧

奨について。

イ、日本アイ・ビー・エム健康保険組合、p-Dental21の取り組みについて。

ウ、日本歯科医師会「生活歯援プログラム」について。

a、特定健診の中に組み入れることができるかお聞かせください。

④として、当市の今後の口腔ケアの取り組みについて伺います。

アとして、歯周病疾患検診事業の取り組みについて。

a、現状と課題は。

b、10歳ごとの実施を5歳ごとにするにはできるか伺います。

イとして、20代、30代での歯科健診を導入することができるかお聞かせください。

次に、大きな2番、ケアラー支援について伺います。

ケアラーとは、つまりケアをする人のことです。現在、さまざまな福祉サービスは、ケアを受ける人に対して行われています。お仕事として、ケアをする人には当然報酬がありますが、ケアを必要とする多くの人は、御家族などインフォーマルなケアに支えられています。今回はケアをする人、ケアラーに焦点を当てた質問をさせていただきます。

そこで、①として、ケアラーとはどのような人をいうのかお聞かせください。

②東大和市でのケアラー支援について伺います。

アとして、現在までに行われた支援にはどのようなものがあるかお聞かせください。

イとして、ケアラーの実態調査が必要であると考えますが、現状と課題について伺います。

ウ、北海道栗山町社会福祉協議会で行われているケアラー支援事業の概要と、この事業に関する当市の取り組みについて伺います。

a、在宅サポーター。

b、ケアラー手帳。

c、ケアラーサポーター。

d、ケアラー支援サービスコーディネーター。

e、ケアラーアセスメントについてお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、口腔がん検診の導入についてであります。市民の皆様がかかりつけ歯科医を受診する中で、専門医療機関への紹介等が行われておりますことから、まずはかかりつけ歯科医の定期的な検診により、早期発見、早期治療をしていただくことが大切であると考えております。市としましては、歯科医師会を初めとした関係機関と連携し、口腔がんについての正しい知識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、千葉県市川市の取り組みについてであります。市川市の口腔がん検診につきましては、自己負担額を徴収して、一次及び二次検診を行うもので、市内の指定歯科医療機関での個別検診として実施しているとのことあります。

次に、他自治体での参考例についてであります。市川市では口腔がん検診のほかに口腔のセルフチェックを市民に紹介しており、早期発見、早期治療につながることから、参考となる事項であると考えております。

次に、高齢者の肺炎予防のための口腔ケアの現在の取り組みについてであります。市では高齢者に対する介護予防事業の1つとして、口腔機能の向上を図る教室を開催しております。また歯科医療連携推進事業を行い、歯科医師会への委託による在宅高齢者等に対する訪問歯科診療を実施しております。

次に、課題についてであります。口腔ケアが不十分であると肺炎にかかりやすくなるなど、全身の健康に大きく影響することを市民の皆様幅広く御理解いただき、積極的に口腔ケアに取り組んでいただけるよう、啓発を進めていくことが課題であると考えております。市では、今後さらに関係機関と連携を図り、市民の皆様へ啓発の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、広島県呉市の糖尿病重症化予防プログラム等における歯科医の受診勧奨についてであります。呉市では歯科医師会と連携し、プログラム受講者に対しまして、歯科疾患検診の無料券を配布しているとのことであります。当市で実施している糖尿病等重症化予防プログラムにおきましては、担当保健師が歯周病に関する対策指導を実施しております。呉市と同様に歯周疾患検診の無料券配布を実施するためには、関係機関との調整が必要でありますことから、その効果の検証を含め、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、日本アイ・ビー・エム健康保険組合のp-Dental21の取り組みについてであります。本事業では企業の健康保険組合が独自に実施している歯科予防プログラムとして、社員の方を対象に行っているもので、歯周病の早期発見による健康の保持、増進及び医療費の抑制等に寄与していると言われております。国民健康保険における同様の事業の実施につきましては、実施主体の財政状況や、その加入者数など相違もあることから、まずは事業そのものの情報の収集や分析を行ってまいりたいと考えております。

次に、日本歯科医師会の生活歯援プログラムを特定健診に組み入れることについてであります。特定健診につきましては、特定健診診査及び特定保健指導の実施に関する基準等において、厚生労働大臣より実施項目が定められております。このことから、日本歯科医師会の生活支援プログラムを特定健診の項目として実施することは困難であると考えております。

次に、歯周疾患検診事業についてであります。市では健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の市民の方を対象に市内の指定歯科医療機関において個別検診を実施しております。今後は受診率をより向上させることが課題であると考えております。

次に、歯周疾患検診の対象の拡大についてであります。市におきましては国の通知に基づいた年齢の方を対象に検診を実施しており、受診率の課題などがありますことから、費用対効果等を考慮しますと、対象者の拡大は難しいものと考えております。

次に、20代、30代への歯科健診の導入についてであります。市で実施しております健康増進を目的としたさまざまな健診事業の中で、口腔保健も含めた若年層への受診対策など、関係機関や庁内関係部署と連携しながら検討していくことが必要であると考えております。

次に、ケアラーについてであります。日本ケアラー連盟による定義では、ケアラーとは、介護、看病、療育、世話、心や身体に不調のある家族への気遣いなどを行い、ケアの必要な家族や近親者、知人、友人などに対し、無償でケアしている方々を総称してケアラーと呼ぶとのこととあります。

次に、これまで市で行ったケアラー支援についてであります。高齢者分野では市内に現在2つの家族介護者の会があり、活動状況の市報への掲載や活動場所の確保について支援をしているところであります。また障

害者分野では、地域自立支援協議会において、重症心身障害児・者の介護者の懇親会を開催いたしました。

次に、ケアラーの実態調査の現状と課題についてであります。市では平成25年度に実施しました高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画の準備調査において、介護者の年齢や要介護者との関係に関する調査項目を設定しましたが、実態調査は実施しておりません。課題につきましては、要介護者の増加及び介護者の高齢化、並びに高齢者のみの世帯の増加等による老老介護や、働く世代の介護負担等に対する支援策の構築が課題であると認識しております。

次に、北海道栗山町社会福祉協議会でのケアラー支援の事業概要と市での今後の取り組みについてであります。栗山町社会福祉協議会での事業内容につきましては、ケアラーの実態調査をきっかけとして、日常生活や心身についての不安を抱え、地域と疎遠になりがちなケアラーを地域社会で支える事業として実施されているとのことです。今の市の今後の取り組みにつきましては、介護者支援の必要性を配慮し、市の実情に沿った実施可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては担当部長から説明をいたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、私から北海道栗山町社会福祉協議会での取り組みにつきまして御説明いたします。

初めに、在宅サポーターについてであります。平成22年度に日本ケアラー連盟から依頼をされたケアラー実態調査において、栗山町ではケアラーや、ひとり暮らしの高齢者が日常生活や心身に大きな不安を抱えていることがわかり、その対応策として栗山町社会福祉協議会の2名の非常勤職員が在宅サポーターとして訪問しているということでございます。

次に、ケアラー手帳についてであります。この手帳は厚生労働省の調査研究事業の一環として、地域と疎遠になっているケアラーと地域をつなぐツールとして作成されたものであります。

次に、ケアラーサポーターについてであります。ふえ続けるケアラー世帯を支えるために、栗山町民の中からケアラーサポーターを養成し、新たなケアラー支援の担い手としているということでございます。養成研修を経た45人のケアラーサポーターがいるということでございます。

次に、ケアラー支援サービスコーディネーターについてであります。研修を経て養成されたケアラーサポーターのバックアップを目的として、ケアマネジャー資格のあるコーディネーターを設置し、ケアラーサポーターへのアドバイスや把握した課題に対して専門的にかかわっているというようなことでございます。

次に、ケアラーアセスメントについてであります。ケアラーサポーターやコーディネーターが訪問した際に、ケアラーと会話をする中で、ケアラーの心や体の状況を聞き取り、5段階のケアラー度で判定をして、ケアラー支援につなげていくというものでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

口腔がん検診の取り組みは、まずはかかりつけ医の定期健診からということで御答弁がありました。今回のこの質問に至る中には、先ほども述べさせていただきましたけれども、実際、市内の市民の方で、この口腔がんを患われた方のお話を聞いて、そういえばさまざまながん検診を我が党、先輩も含めて推進をしてきたけれ

ども、この舌がんとか口腔がんに関してはどうなっているんだろうかというところが、今回の質問の発端でございました。調べていきますと、他の自治体ではこの口腔がん検診を取り入れているところもございましたので、ぜひ当市でも行っていただきたい、このような思いで今回質問をさせていただきました。

まず、先ほど口腔がん検診に関してはなので、まずは歯科医、また関係各位に正しい知識をとということでございましたけれども、例えばこの市川市での取り組みなんですけれども、先ほどのかかりつけ医の人が、まずは定期健診の中で探していただくということなんです、歯科医であれば口腔がんの初期を全ての先生が発見できるものなのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 口腔がん検診についての歯科医の判断についてでございますけれども、口腔がんというのは、先ほどの議員の説明でありましたように、口の中のいろんな場所にできるがんのことでありますことから、一見、口内炎や、またペロですね、舌の変化の炎症等、鑑別の診断等が必要になってまいります。そういった意味では、口腔がんを見分けるためには、歯科医師の先生にも専門的な研修等を受けていただき、正確な診断等をしていただく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 市川市で指定医となっている先生は、どのようなことでこの指定医となっているか、おわかりになりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 千葉県市川市で行っている口腔がん検診についてでございますけれども、市内の歯科医院のうち、口腔がん検診についての研修を履修した歯科医院を指定して行っているとのことでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私も担当の方から伺いましたけれども、あくまでも手挙げで、自己負担で先生たちに研修を受けていただいて、その研修を受けた人が指定医となっている。平成20年から始めているということで、今多くの先生たちがこの研修を受けて指定医となっているようですけれども、最初は全ての先生ではなかったということを考えますと、例えば当市でも、その費用負担云々ということではなくて、例えばこういう口腔がんに取り組んでくれる先生を、手挙げをしていただいて、研修を御自分で受けていただいて、そのところに口腔がん検診、ここなら口腔がん検診ができますよということを知らせていく、そういうことだけでもできないか伺います。

○健康課長（志村明子君） 歯科医師会に加入している各歯科医師の先生との調整でございますけれども、歯科医師会の先生方とは、地域の全体的な歯科保健についての課題を継続的に協議をしているところでございます。これまで口腔がん検診に特化した議題は上げられておりませんでしたので、今回の市川市の口腔がん検診のようなことについて、まずは歯科医師会のほうに情報提供をしながら、地域全体の口腔保健の課題についてどのように取り組んでいくかについての協議のうちに含めて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） もう少し市川市に沿って質問させていただきたいと思っておりますけれども、この市川市では、一次検診、二次検診というふうに分かれております。この一次検診、二次検診はどのような検診が行われるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市川市における口腔がん検診のそれぞれの内容でございますけれども、一次検診につきましては問診と診察と結果説明という形になっております。診察の中には、視診と触診という形で、歯科医師の先生が口の中を満遍なくさわりながら行うということになっております。同日に、その結果のほうが開か

されまして、肉眼的に二次検診が必要になった方には、細胞診といって細胞を採取して行い、また結果説明まで含めてが二次検診の内容になっているとのことでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

やはり細胞診にまでつながっていくということが大事かなというふうに思います。私が聞いた方も、歯医者さんで見つけてくれたけれども、次のところで細胞診まで進まずに、口内炎だと思って時間がたってしまうと重症化してしまったという例を伺いました。なので当市で、もしこれから歯科医師会と協議を進めていくのであれば、その一次所見での発見、そしてそれを確実に細胞診へとつなげられる、こういう形で進めていただければと思います。市川市の事例では、26年度、二次検診に移った方は600人だったそうです。その中で細胞診をした中、怪しいかな、グレーゾーンになった方が3人、そして本当に悪性のがんだった方が1人という形で、確かに決して多い発生率のがんではないけれども、やはりこうやって初期で見つけることによって、先ほど言ったような重篤になった場合のリスクを避けていくことができると思いますと、やはりこの最初の所見での検診がすごく大事だというふうに思います。

またもう一つは、やはり口腔がんについて、私も含めて余り知られていない。口内炎とどう違うのとか、やはり相当我慢した状況の中でお医者様にかかっているんだなということを感じました。もう一人、お話を伺った方は、歯医者さんではなく耳鼻咽喉科に行かれたというふうに。この方は、舌がただれていてということで、耳鼻咽喉科のほうにかかったということでございますけれども、例えばこの口腔がんにつきまして、歯科医師会ではなくて、その耳鼻科の先生たちと協議するような場はございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 口腔がんに関しましては、厚生労働省の人口動態統計などによりますと、口腔もしくは咽頭を含むがんという形で、口から喉にかけての一つの部分としての領域での統計というふうになってございます。そういった統計上の区域の部分からも、耳鼻咽喉科の診療領域と、また歯科口腔外科の領域と重なる部分がありますことから、これまで耳鼻咽喉科の医師会の先生とは、口腔領域に関しての議題をともにするというような機会はございませんでしたので、今回のことも、また医師会のほうにもあわせて情報提供いたしまして、他市の事例等の情報提供、御紹介をしていく中で、地域の健康の課題として継続的に意見交換ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） いずれにいたしましても、市で今すぐ検診という形にはならないのかもしれないんですけども、また市で今実施している、私もさんざん言っております女性特有のがん検診も、なかなか検診率が上がらないということがございますけれども、検診を受けてくださってる方は非常に知識もありますし、そういう中で自己発見をしている方もおります。やはりがん検診は、1つは早期発見ということもありますけれども、広く知識を普及していくという効果もあると思います。ですから、全てが行政で費用を負担してという形ではなくても、こういう形であればがん検診、口腔がん検診を受けるルートが東大和市にもありますよということを確認して、お知らせしていく、それだけでもやらないよりは効果があるというふうに思っております。そのような形で考えていただけますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからいろいろお話いただきましたけれども、先ほど市長からも御答弁いただきましたが、歯科医師会を初めとした関係機関ですね、保健所にも歯科担当の課長などもおりますことから、そういったところとも連携を図りながら、この口腔がん、そのほかさまざまな歯科保健等を含め、正し

い知識の普及啓発ということで努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番(東口正美君) ありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

2番目に移ります。高齢者の肺炎予防のための口腔ケアということで、現在、予防事業の中で口腔機能の充実というのは具体的にはどのようなことがなされているのか教えてください。

○福祉部長(吉沢寿子君) 現在、高齢介護課のほうで行っております介護予防事業の中での口腔の清潔の部分につきましては、お口の健康と栄養教室というものを実施しております、その中で口腔機能の向上とか口腔衛生とか気道感染とか、そういったものを実習等含めて、歯科衛生士や管理栄養士も含めた中で行わせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) 市民の方の反応はいかがでしょう。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 実績としては、延べ人数が361人というところの実績もいただいておりますので、口腔機能というところで再認識をしたとか、好意的な御意見が多いというところでございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) 再認識をした、認識をしたということがすごく価値があることかなというふうに思っております。私も今回、高齢者の肺炎と口腔ケアというところの関連性が、勘違いをしております、誤嚥性肺炎というのは、食べたものを間違えて肺に入れてしまっているのかというふうに思っていたんですけども、どうもそうではないということで、口の中の細菌が、唾液が寝てるときに肺に入ることが誤嚥性肺炎の原因だというふうに学んだんですけども、それで合ってますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 高齢者の肺炎についてでございます。高齢者の肺炎にはさまざまな原因がありますが、1つは今議員から御紹介していただいたように、誤嚥性肺炎というものがございます。これは、もちろん飲食物を飲み込むときに間違えて気管に入るものもあれば、今はそうではない寝ているときに自分の唾液を飲み込んで、そこでエンドを越えて肺に炎症が起こるというような肺炎も非常に多くなってきているということで、特に高齢者の場合には臨床的な症状が出にくいということもあり、肺炎の予防についてはいろいろな観点から重要になってきていると、そういうことでございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) やはりこの口腔ケアをするということが、さまざまな病気の原因を取り除くということでございます。この高齢者の肺炎予防につきましては、ワクチン接種が定期予防接種化になったということで、先ほども壇上で申し上げましたけれども、この肺炎を予防していくということが、いろんな意味で効果が高いという中でございます。この定期予防接種化になったことで変わったことというのは、全ての方に問診票が、今まで任意だったので、任意の方だったと思うんですけども、全ての方に問診票が送られるということが大きく変わったかなというふうに思っているんですけども、先ほども正しい知識を啓発していくことを考えますと、この肺炎球菌ワクチンの問診票を見て、ワクチンも効果があるし、口腔ケアも効果があるんだということが同時にお知らせができればいいなというふうに考えるんですけども、こういうことはできるでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 現在、高齢者の方の肺炎球菌ワクチンの御案内についてでございますけれども、26年の10月から定期接種化になり、5年間のうちは経過措置ということで、対象者の方も5歳刻みということで大

変複雑なサービスになってございます。その観点から、なるべくお送りする通知に関しましては、わかりやすいものをという形でお送りしておりますので、今現在、予診票とあわせて肺炎の予防についてのリーフレット等は、口腔ケアに特化したものは同封のほうはしておりません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ただ、厚生労働省の書類を見る限りでは、この高齢者の肺炎予防は、1つはワクチン接種、もう一つは口腔ケアという完全2本柱になっているんですが、なのでやはりこの口腔ケアについての啓発というのは、今後必要になってくると思います。ただ、確かに書類がふえてしまうとわかりづらいということがありますので、何らかの工夫をして、この2つをやるのが効果が高いんだということが、少なくとも接種しようと思ってる意識の高い人たちには、せめて情報提供してさしあげたいというふうに思うんですけども、今後、研究していただけますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど健康課長のほうからも、通知に関してはなかなかやはり枚数が多いとわかりづらいというのがあるということで御答弁させていただきましたけれども、その中で何らかの工夫ができるか、あるいは元気ゆうゆう体操の中に、実はお口の機能を向上させるということで、口の動きの体操もあの中には入っております。その説明などもゆうゆう体操を行うときに、介護予防リーダーさんによっては、こういうことで口の動きが大事ですよというようなことで御説明をしながらやったださる方もいらっしゃいますけれども、そういったところも工夫しながら、もっとゆうゆう体操の中でも知っていただいて、お口の健康というのが非常に口腔の清掃で肺炎の予防にもなるというようなことをもっとPRするとか、そういったところでいろいろ工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。さまざま工夫をしていただければというふうに思っております。

もう一つですけれども、先ほど在宅訪問診療についても現在行われているということですが、どうしても要介護状態になると歯科、お医者さん、歯医者さんに通うことができませんけれども、今現在、当市では訪問歯科診療というのはどのような形で行われているのか、もう少し具体的に教えてください。

○健康課長（志村明子君） 当市で行っております訪問歯科診療でございますけれども、まずは歯科医療連携推進事業というものを歯科医師会のほうに委託させていただいております。訪問歯科診療を希望する方は、歯科医師会事務所のほうにまず御連絡をしまして、歯科医師会のほうでその方の住んでる地域の場所で、対応してくれる歯科医院という形でコーディネートさせていただきまして、コーディネートして近くの歯科医療機関が訪問をして、その方の口の状態を見て、必要に応じて口腔ケア、また入れ歯の調整等を行う、そういったようなシステムになっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） それは、ニーズに対して十分対応できている状況でしょうか。

○健康課長（志村明子君） 一応この事業の周知については、さまざまな保健事業のときにチラシをお配りしたり、またホームページや市報等で御紹介させていただいております。平成26年度の実際の利用状況でございますけれども、相談件数は延べで35件、実際に訪問した回数は259回ということでございました。また新規の相談件数も16件ということでございました。直接市民の御家族の方からの御相談もあるんですけども、地域のケアマネジャーさんのほうからの御相談なども最近は多くなってきておりました。そういった意味で、事業は

徐々に周知されているのかなというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　ますますこの辺はニーズが高まっていくのではないかとというふうに考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

そして、3番目に行きます。広島県呉市の糖尿病重症化予防の中に、この歯科診療を受診勧奨するというのがあるんですけども、これはどうしてこのようなことが行われているのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君）　広島県呉市で行われております糖尿病等重症化予防、当市の国保に、国民健康保険におきましても同様の事業をさせていただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

糖尿病の対策につきましては、さまざまあるんですがございますけれども、いわゆる口腔内ケアをきちんとすることによりまして、糖尿病の改善に効果があると。具体的には、ヘモグロビンA1cというのは、これ血液の値でございますけれども、こちらを下げる効果があると。このようなことがありますことから、いわゆる口腔内ケアということが、このプログラムの中に取り入れられているというように考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　当市のプログラムの中にも、ニュースレターという中には、この歯周病について書いてあるという、具体的なニュースレター、見たことがないんですけども、触れられているというふうに書かれているので、当然その認識はあると思うんですけど、呉市の場合は無料券まで持ってって、受診してもらいたいって言っているわけで、これを、無料券を配ってほしいということが言いたいわけではなくて、なぜそこまで徹底した取り組みをしているのかというところを、私は注目をしております、1つは本当に広島県の県の歯科医師会が、この研究をしっかりとしたデータのもとに示しております、そのデータに基づいてこの事業を強力に推進しているということだと思います。その無料だからどうということではなくて、やはり糖尿病が重症化してしまうと御本人が一番つらいという中で、栄養、また運動、さまざま御努力をされている方に、少しでも値が下がるのであれば、本当にこの口腔ケアをすることが、これだけ値を下げるという形になっているということをきちんとお知らせしているのかどうか。もちろん本当にそうやって、さらに強力に受診してくださいということができる方策があればいいんですけど、そうでないにしても、このさまざま保健指導の中で、どこまで当市も重症化予防プログラムに取り組む中で、この口腔ケアについて触れてるのかどうか、そこをもう一度教えてください。

○保険年金課長（嶋田 淳君）　ただいま御質問者のほうから御紹介いただきましたとおり、当市で行っております糖尿病等重症化予防プログラムにおきましても、その担当保健師によります歯周疾患の対策指導といたしますか、その面談の中でその辺のところの口腔ケアの大切さ、そういったところを指導の中に取り入れてまして、実際、歯磨き指導であったりとか、そういったことを面談の中でやっているという状況でございます。

ただし、今御紹介いただきましたような、いわゆる歯周疾患検診の無料券を配布すると、こういったことまでは行っていないという状況でございます。市長からの答弁にもございましたとおり、そういった無料券配布を実施するためには、関係機関との調整等も必要になってくると、このように思われますことから、今後、主管課におきましても、そういった事業については研究してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　そうしますと、その保健師さんの指導というのは、歯磨きのことだったり、知識のこ

とだったりすると思うんですけど、お医者さんに行ってくださいね、行きましたかというようなやりとりはあるのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 具体的にその個別の内容ですね、いわゆる指導とか面談の中での個別の内容というのを、会話までは記録してごさいませんのでありませんけれども、記録の一部等を見ますと、そういった確認もしているというケースも見受けられますので、必要に応じてそういった確認等も保健師の中では行っているというふうにごさいしております。

以上のごさいます。

○19番（東口正美君） やっぱり呉市のこの取り組みの中ですぐれているのは、その無料券ではなくて、チーム医療として、歯科医師の人たちも、その改善に向けてともにやっているんだなということがうかがえるというところが、一番取り入れてほしいなと思う部分のごさいます。

例えば、それ以外にも、先ほど市川市も少し調べさせていただきましたけれども、市川市は特定健診を受けて特定指導に移った人には、かみ合わせを調べる、ガムを使ってかみ合わせを調べるということをしているそうです。幾ら栄養指導、運動指導をしても、果たして本当にかめてるのか、栄養がきちんととれているのかということ、歯科の視点でプラスしているということなんですね。なので、目指すところは市民の健康ということですので、どうかその連携をうまくしていただきながら、口腔ケアも組み入れてもらいたいなというふうにごさいしております。よろしくごさいいたします。

続きまして、日本アイ・ビー・エムのp-D e n t a l 21という取り組みなんですけれども、この事業は徹底した予防歯科を推進したことで、非常に医療費の削減効果が如実に出たというデータがごさいました。少し時間がかかっておりまして、2004年から取り組みまして、最初は今まで歯医者さんにかかっていなかった人にも受診を勧奨しますので、当然いろんな問題が発覚されて、治療にお金がかかるので、最初の7年間はずっと赤字をたどるんですけども、8年目に黒字に転じて、その次の年はものすごい黒字に転じるということなんですけれども、これ数値的なこと、もし御存じであれば教えてください。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者のほうから御紹介いただきました数値的なところというのは、正直なところ、今回、御質問いただいて、私どももお調べさせていただいたというところのごさいまして、詳細は存じ上げておらないところのごさいます。申しわけごさいません。

こちらのアイ・ビー・エム健保組合さんが独自にやってらっしゃるということで、今、御紹介いただいたように、長期的なスパンで見れば、いわゆる財政的な効果もあると。その程度の知識でごさいますけれども、一応捉えているというふうにごさいしております。

以上のごさいます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

2004年から取り組んだ事業、2012年には年間5,000万円ほど黒字に転じて抑えられているという効果が出ているというふうにあります。そのほかにもデンソーさんの健保では、歯周病のある人、ない人、ある人の医療費と歯科医療費の合計、ない人の医療費と歯科医療費の合計が、やはり歯周病がない人のほうが総額が少ないと、こういう企業健保ならではのさまざまなデータがごさいます。この辺は、なかなか企業と国保では性格が違いますので、なかなかストレートに取り組みはできないかもしれませんが、国保の中で何かヒントになるようなことはあるのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） その企業内健保さんのほうで、実際にどのような形で社員の方に受診をさせて

いるのかということが不明なのでございますけれども、例えば企業さんの方針としまして、健康診断の一環として、ある意味強制的にといいますか、勤務時間中に、勤務場所で受診できるような仕組みで仮に実施しているというふうになりますと、当然受診率、または事業効果、財政的な効果も含めてですけれども、こういったものが高くなるというふうには思っております。

一方で、国民健康保険におきましては、そのような環境にはございませんので、企業の健保組合さんと同等の効果を上げられるかといいますと、なかなか厳しい状況にあるのではないかという認識を持っております。こうしたところから、まずは情報収集、それから分析等を行いながら、今後の国保の事業に活かしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。そのとおりでなというふうにも思いますが、一方、今、国ではデータヘルス計画というものが求められております。当市の糖尿病重症化予防は、レセプト点検によるデータヘルス計画を先駆的に取り組んでいるというふうに評価をしておりますけれども、このデータヘルス計画における予防歯科とか口腔ケアについては、何らかの取り組みができるのかどうかお伺いいたします。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者のほうから、先駆的に取り組んだことを評価という形で、大変ありがたいお言葉をいただいたわけでございますけれども、今おっしゃっていただいたとおり、当市は先駆的にデータを使った事業というのをやっております。このデータヘルス計画でございますけれども、これは特定健診のデータ、それから医科、薬科のレセプトデータ、こういったものの分析によりまして健康課題を抽出し、この課題に対応した保健事業を実施していくと。それをまた評価して、この評価結果に基づいて計画を見直しながら、またさらに課題を抽出して、また次の事業へつなげていくと、こういった形になるというふうに考えておりますけれども、当市におきましては今御紹介しましたように、レセプトデータを活用した保健事業、平成25年度からやらせていただいております、この事業の手法が、まさしくそのデータヘルス計画そのものというふうな形で捉えております。書面上の計画書というのは、まだ現在策定中でございますけれども、実態としましてはそのデータヘルス計画により求められている事業を、先行して実施しているというふうに捉えております。ただいま御質問の中にございました、この中での予防歯科、口腔内ケアの取り組みということでございますが、その第一段階でのデータの分析、こういった手法が、この歯科のレセプトにおきましては、今現在、確立されておられません。このような状況から、現段階ではデータヘルス計画に盛り込んで事業を実施するというのは困難であるというふうに考えておりますけれども、別の形で国保保険者として、予防歯科事業につきましては今後研究、検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私も今回この質問に当たって、もう少しこのレセプト、うちは取り組んでいるけれども、こっちの観点から予防歯科を進めることができないかというふうに思い、当然先に先行した呉市にも御連絡をとらせていただきましたけれども、実はこの歯科のレセプトが、なかなか医科、医療レセプトのように整っていないということが、今回勉強してわかりました。なので呉市も、結局この重症化予防の強力な歯科受診勧奨をする根拠としているのは、レセプトではなくて、県の歯科医師会が出したヘモグロビンA1cの低下というところを根拠に、この勧奨を行っているということがわかりました。

一方、先ほど言いました企業の中では、既にそういう取り組みも、レセプトとは関係なく進められてるとい

うことで、この辺、なので悩ましいところですけども、やはり被保険者の健康の保持、増進、また本当に医療費を削減していくということから、予防歯科、口腔ケアの問題をどう捉えるのかということに、やはり当市の考えを聞かせていただければというふうに思います。

○市民部長（広沢光政君） 今さまざまに御質問者のほうから御質疑いただいて、御意見もいただきました。国民健康保険、これを所管する保険者としての立場からでございますけれども、保険者として取り組めることが、まだ十分じゃない、まだまだあるんじゃないかというようなことを、今回のこの御質問を通して、御質問者のほうからはいろんな課題を提起していただいたんじゃないかなというふうに考えてございます。先ほど来お話ししていますように、国民健康保険税におきましては、被保険者の健康の保持、増進、それから今お話あった医療費の抑制、そういった観点からレセプトデータを活用した保健事業等、実施してはおりますけれども、その中で予防歯科という観点に立った取り組みというのは、正直いって現在行っておりません。今回の御質問を踏まえまして、まずは先ほどお話しした被保険者の健康の保持、増進という観点から、このことが結果的に医療費の抑制にもつながってくるという立場に立って、改めて保険者としての予防歯科事業、こういったものの取り組みについて研究、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。せっかくいろんな意味で、東京都の中でも先駆を切って取り組みをしておりますので、また当市らしい取り組みができればというふうに思います。

そして、さらに、じゃレセプトじゃないんだっつらということで、日本歯科医師会がつくっております生活歯援、この「しえん」の「し」は支えるではなくて「歯」という字で、このプログラムというのが出てまいりました。これは簡単な自己診断をしてもらって、その自己診断を分析して、その人の歯の状況は今こんなですよ、だからこうして歯磨きちゃんとしてくださいねとか、歯医者さんに行ってくださいねというようなことを推進するための最初の入り口になるようなものでございます。さらに8020運動というのは、随分、皆様に知られていると思うんですけども、80歳まで自分の歯を20本、残そうという運動だと思うんですけども、この日本歯科医師会の生活歯援プログラムというのは、この残っている歯の数によって医療費はこんなに違うよというようなデータが出ておりますので、全くレセプトとは全然関係ない、自分の実情に合わせて診断をもらって、歯医者さんに行ってもらうことを勧奨する最初の入り口みたいなプログラムがございました。

特定健診は項目が決まっています、できないということでしたけれども、何でもそうなんですけど、お知らせする郵送料って安くないなって思っているんで、できれば一緒に郵送していただいて、これは自己診断ですから、興味があってバックしてくれた人にだけ情報を提供するみたいな、そういう取り組みでも歯医者さんを受け取る最初の取っかかりになればいいんじゃないかなと思っております。この日本歯科医師会もどんどんダウンロードして、勝手に使ってくださいというような姿勢での取り組みですので、何らかうちの市の中で特定健診の封筒の中に入らなくもいいんですけど、保健センターのところにあってチェックして出した人には、その診断をして渡してあげるとかという形で、興味を持った人から少しでも歯医者さんにかかるきっかけができればいいなと思って、今回これも提案をさせていただきましたけれども、こちらも当市で何らかの形で活用していくことはできるかどうかお聞かせください。

○市民部長（広沢光政君） ただいま御質問者のほうからございました日本歯科医師会の提唱しております生活歯援プログラム、今議員のおっしゃいましたように、こちらにつきましては、まずパソコンのほうから、日本歯科医師会のホームページから、まず質問票を御自分で入手していただいて、それに書いていただくと。それ

が、パソコンにまたソフトがダウンロードできるようになってますので、そちらに入れ込むことで自動的に検査結果が出てくると。必要に応じて歯科医師への診療を促されたりとか、そういったもので、議員のおっしゃいますように、まずは御自分でそういった自己自身ができるという点では非常にすぐれている。スクリーニングがメインとなってくるということで、非常に有意義なものだというふうに思っております。ただ、第1として、それをまず皆さんが知っていただかないということがございますので、今もお話あった特定健診のほうではちょっと無理でございますけれども、一つできるとすれば、国保の保険者としては、特定健診の受診券の送付の際に、その封筒の中に同封するなり、そのチラシの大きさというのは私どものほうで工夫させていただきますけれども、そういったことは何かそういう形でできないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） きっかけづくりとして、何らかできればいいというふうに思っております。

続きまして、歯周病疾患の現在の取り組みについてお伺いをいたします。

この国で決められた年齢ごとに歯周病疾患検診を行っているということですが、この対象者の人数と実際検診を受けてる方の人数を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 歯周病疾患検診の内容でございますけれども、平成26年度につきましては対象者の方は4,610人いらっしゃいました。その方にはがきを送って、お申し込みいただいて、実際お受けいただいた方は361人という形になっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） これは希望すれば4,610人、全員受けられるものなのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成26年度につきましては、定員のほう400名という形で設定のほうさせていただいております。ただ、これまで400人を超えたときには、その方も枠の内で希望する方には、受診券のほうをお送りして受けるような形の対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 予算の措置とかいうことがあって、どうしても定員、決まってしまうと思うんですけども、もうちょっと受診してくれてもいいかなというふうに思いますと、やっぱり口腔ケアということが、自分の健康に直接かわるという意識が、まだまだ低いあらわれなのかなというふうに思っていて、なので10歳ごと、5歳ごとにできませんかという質問をさせていただきましたけれども、5歳ごとにすることでどういう効果がこのままだとあらわれるのかなという部分がありますので、現在行われている歯周病疾患検診がもう少し受診率が上がるように、何か工夫することはできるでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現在行っている歯周疾患検診は、一応検診の実施期間を6月1日から7月いっぱいという形にしてますけれども、なかなか2カ月で受診が厳しいということで、こちらのほうは歯科医師会とも調整させていただいて、11月末までという形で延ばさせていただいて、受診がまだの方には検診期間が伸びましたので、受けてくださいというような形で再勧奨の通知のほうもお出ししています。今後の検診期間につきましては、歯科医師会との調整も必要になりますけれども、事務処理上の手続等を逆算して、延長が可能な要素があるという形で考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 再勧奨する数のほうが圧倒的に多いという形なんだなというふうに改めて思います。

ここが、どうして受けないのか、先ほど言ったように関心がないということもありますけれども、お仕事してるとなかなかその時間がないとか、さまざまもう少し状況を分析していただいて、もう少し今ある制度の中で歯周疾患を見つけられるような形でというふうに思っております。よろしく願いいたします。

もう一つは、20代、30代の取り組みについてということで聞かせていただいております。当然他の議員の質問もありましたけれども、乳幼児期から、また学校の時期、毎回歯の健診というのはありますが、どうしても中学校を卒業して、高校でもやってるとは思います。なので20代、30代の歯科健診がどうなっているのかなというところが気になります。歯は一度虫歯になってしまうと治らないものですから、やはり若いときから予防するというのが一番だというふうに思うんですけども、この20代、30代で今取り組んでいる事業というのは、例えば妊婦さんなんかはこの世代に入るのかなと思うんですけども、どうでしょうか。ここの妊婦健診の状況はどうでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 妊婦歯科健康診査についてでございますけれども、こちらのほうは母子健康手帳交付時に同時に健診票をお渡しして、直接市内の歯科医療機関に予約をして、健診を受けていただくような方式で26年度から変更したものでございます。26年度の受診状況でございますけれども、対象者795人の方に健診票をお渡しし、受診された方は242人ということでございました。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 先ほどの4,600人の361人に比べると、かなり受診率が高いなというふうに思います。例えばさまざま、口の中のばい菌がよくないということを言われておまして、赤ちゃんと接するのということも、さまざまいろんな学説がありますけれども、例えば妊婦さんだけじゃなくて、お父さんになる人にも受診券とか渡すとかいうことは、母子保健じゃないからできないんでしょうか。それとも何らか工夫すればできるんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） この妊婦歯科健康診査も、妊婦健診の項目で決まっている母子保健上の項目ではなく、市独自のものとして、議員がおっしゃったように、妊娠期からの歯の健康がおなかの赤ちゃんにも影響するというところで始まった事業でございます。そういった観点から申しますと、事業の評価をいたしまして、今後それらのほう工夫等を検討をするということは可能であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 例えば市川市は、二十歳の歯の健診というのを行ってきているそうです。この二十歳の子たちの興味としては、色素沈着というのが気になるそうなんです。なので色素沈着に注目した歯科健診。もう一つは、二十歳ぐらいになると親知らずが生えてくるということで、歯並びが変わってくるということで、今後の歯並びがどうなるのかと、パノラマ、レントゲンを撮るとそういうことがわかるので、二十歳のプレゼントとして市川市ではそういう取り組みをしているということでございました。もちろん財政負担が伴いますので、同じことをとは申しませんが、市の独自政策の中で、例えば先ほど妊娠したお母さんだけでなくお父さんにまで受診を勧めてますよみたいなことに取り組むと、一つ当市として独自の取り組みとして口腔ケア、また予防歯科に力を入れてるあらわれの一つの象徴的な事業になるのではないかなというふうに思いましたので、何らか工夫をしていただければと思いますけれども、もう一度、御答弁いただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まずは、これからお父さんや、お母さんになる若い妊婦の方や、その夫となる方というような、今お話いただきましたけれども、両親学級等も行っておりますので、そういった中で、まずはそういう歯科健診の大切さとか、口腔機能の清潔にするとか、そういったところを含めて周知をしていったり、

あとやはりかかりつけ歯科医をいかに持って日ごろからきちんと行くか、それはほかの議員の御質問の中でも、乳幼児期から小学生、中学生の時期、そういったところの口腔ケアの充実ということにもなっておりまして、そういったところも含めて総合的に私どもとしては歯科保健の充実ということで、検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 1番の質問はここで終了いたします。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） それでは、2番のケアラー支援について再質問させていただきます。

ケアラーとは、どういう人かということで先ほど御答弁もいただきましたけれども、この言葉から具体的なところが浮かぶ人というのは、私も含めて、まだいないのかなというふうに思っております。もう一度確認ですけれども、ケアラーとは介護、看病、養育、世話、心や身体に不調のある家族への気遣いなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人など、無償でケアをしている人の総称として、このケアラーという言葉を使っております。もっと具体的に言いますと、例えば障害者のお子さんを育ててる親御さんとか、がんや難病や精神疾患の病気を看病している御家族、またアルコール依存症やギャンブルなどの依存症を持つ御家族、またひきこもりや不登校の家族の世話をしている人と、非常に広義な状況の中で、このケアラーという言葉を使わせていただきます。

この要介護、介護が必要な人に対する支援、例えば一番思い浮かぶのは高齢者の介護保険利用者、要介護者への支援はございますが、その方を支えている介護をする人に対する支援、また先ほど言いましたさまざまな形でケアをする人たちへの法律というのは、日本では現在どのようになっておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず1点目の介護者の支援ということでございますけれども、本市の場合ということだと、現在、市長答弁をさせていただきましたけれども、家族介護者の会が2つございます。月1回ないし2回の活動を、その介護者の会がやっておりますので、その活動状況、開催状況の市報への掲載等を行っております。また一部、活動場所の御支援等もしてございます。それからイベントが行われる際には、参加等のお声かけも今は行っているところでございます。

2点目の介護者支援の法律の関係でございますけれども、ホームページ等を見させていただくと、そういう議員立法ですとか、動きが日本ケアラー連盟のほうでやっているというところの状況は把握しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 例えばイギリスでは、介護者支援法というのがあるそうです。日本でもこういうところを目指して、日本ケアラー連盟の方たちも運動されているそうです。またドイツなんか、介護者に対する支援も介護保険の中にいろいろ組み入れられていたりとかして、介護者の規定から始まりまして、給付だったりとか、また仕事と介護のバランスをとるような、その介護者も1人の人権を尊重されるような形での法的整備がされているようなんですけれども、日本の中ではまだまだその辺が整っていないということなので、これについて市でどういう支援をしますかという質問自体が、どうなのかなという部分もありますけれども、当

然必要だと思っているので質問させていただいております。

今回、今当市が取り組んでいることも伺いましたけれども、この実態調査というのを、先ほど御答弁にもいただきました日本ケアラー連盟が、初めてこのケアラーという視点に立って調査を行ったということです。具体的には、5カ所、北海道栗山町、東京都杉並区高円寺地区、新潟県南魚沼市、静岡県静岡市葵区、京都府京都市山科区という形で、5地区で5,000世帯にアンケート調査をするとともに、この二次調査ということで、面接によるインタビュー調査を約200人の方にとられたということでございます。

この事業に参加しました北海道栗山町の社会福祉協議会は、この調査を機にさまざまなことに取り組んでいるんですけども、まずはこのケアラーの方の実態調査をして大変にびっくりした。例えばゆっくり御飯が食べたい、社会から孤立してると感じる、つらくて手を上げてしまう。これらは調査で明らかになったケアラーの叫びに似た声です。ここには介護保険制度が進む中で、私たちが見過ごしてきた落とし物があることに気がつきました。調査では、全世帯の実に約15%にケアラーがいること。さらに、そのケアラーの約60%が病気など体調不良を訴えていることがわかりました。また訪問インタビューの際に一番印象に残っているのが、障害のあるお子さんと暮らす高齢者の両親が、「自分たちはこの子より早く亡くなると思うが、自分たちが亡くなった後、この子はどうなるのか」という言葉でした。私たちは長い時間をかけて介護の社会化を目指してきましたが、この調査からは、ケアラーの多くが日常生活や心身についての不安を抱え、地域とともに疎遠となり、将来的に心身の疾患や介護ハラスメントにつながる可能性があることがわかりました。

これらは画一化した介護保険サービスでは解消できない問題ですということで、独自に栗山町はさまざまな政策を展開をしていくわけですけども、なので当市が、当然この実態調査、今行われてないということで、一部行っているようですけども、ここまでの実態の調査というのは、当然行われていないと思います。今のこの栗山町のこの調査結果、またそれ以外にも、この5地区で行ったことでさまざまなことが初めてわかるわけですね。ケアラーの方は5世帯に1世帯いますよとか、ケアラーの3分の2が女性で3分の1が男性ですよ。ケアラーのうち13人に1人は、育児と介護を両方やっていますよとか、正規社員は6人に1人で、非正規社員が6人に1人、あとの17人に1人は失業中ですよという、さまざまな実態が、この調査をして初めて浮かび上がってきたということでございます。

なので当市で同じ規模の調査ができるかどうかはわかりませんが、今の話を聞いて、当市でこのケアラーに対する支援、実態について、今後、必要性を感じるか、感じるとしたらどういうことができるのか、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員から、実態調査のいろいろな内容というようなことでお伺いさせていただきました。実際に先ほどお話しされたケアラー、障害があるお子さんを看護、介護されてたり、難病とか、それから普通のがんとか、それからいわゆる要介護者を介護しているような方たち、全てがケアラーということでございますけれども、当市におきましては、例えば現場ですと、やはり高齢者ほっと支援センターの職員とか、それから民生委員さんであるとか、もちろんケアマネジャーさんや、介護保険のサービスの事業者、それからあと私どもみのり福祉園を市が直営で行っておりますので、みのり福祉園の保護者の皆様や、そのほかの障害者団体の保護者の皆様などから、そういった実態的にさまざまなお声というのは以前より、伺えば、やっぱりそういう話、同じようなことを何度もお話しされてるなというのを、今、私も一度振り返って見て、私自身が現場にいたときも、そういうお話をたくさんいただいておりましたし、そういうお話をいただいているなということで、今議員のお話を受けてそういうふう感じたところでございます。

私どもも、やはりこのケアラーへの支援というのは、非常に大切なことというふうに認識をしておりますので、現状では非常になかなか市の中で行っていることは、まだまだ充実しているというのは、ちょっとまだ言いがたいところがございますけれども、少しずつですけれども、そういったケアラーを支えるというようなことをしていけない限り、これから10年先の2025年以降、団塊の世代の方たちが75歳以上を迎えて、さらに市の高齢化率が今25%がもっと上がっていくときに、果たして支え切れるのかとか、ケアラー自身、ケアをしてる人たち自身が、若い世代を含めてもっと多くなっていくんじゃないかとか、そういうことを考えますと、何らかのやはり方策を今から打っていかなければいけないのかなということは、重々認識をしているところでございます。今後、私どもといたしましては、いろいろと考えていく中でも、そういったケアラー支援が何かしらできるか、専門職の関与ができるかということを含めて、何らかの方策がとれるかということ、少し積極的に考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 栗山町、先ほど御答弁の中でいただいた、その思いの中から出てきた具体的な政策については、先ほど御説明をいただきましたけれども、まずこの調査をすることで一番印象に残ったのは、まずはそのインタビューを拒否されるのではないかって思ったんですけれども、1件も拒否がなかった。みんな聞いてもらいたいと思っていた。調査員の人たちが、後の感想として、1時間ぐらい伺っているいろんなお話を聞いたときに、初めにお会いしたときよりも、帰るとき、調査が終わって全部話を聞いてさしあげたとき、少し表情が明るくなって、ほっとしたということ調査員の人たちは感じたそうです。そういう中で、栗山町も今回の調査の中から、調査員の1時間程度の会話においても、多くの方から気持ちが楽になったなどの声を聞くことができた。このことから、従来の保健師などのほかに心理カウンセラーの配置を考えることの必要を感じたというふうに、この調査を通して感じているそうです。ただ、栗山町の場合は、町だけではこの心理カウンセラーというところまでいかないだけどもということを行っていますけれども、今部長の御答弁を伺うと、やはりこういう専門職がきちんとかかわることが大事なのだというふうに、私も認識をしております。

先ほど挙げた具体的な政策の中で、まず最初に取り組んだのは、この在宅サポーターというのが、栗山町が取り組まれた事業です。この事業はどういうことかという、やっぱり訪問をして話を聞いてさしあげるといふ事業だというふうに、訪問してお話を聞く専門のサポーターを社会福祉協議会に2人雇ったということで、まずは聞くことに徹する。先ほどさまざまな介護者の会、親の会等ありますが、そこに出てこられる方というのは、やはりケアラーの中のほんの一部であると思うので、何らかの形で、もちろん介護保険を使っている要介護者の方のところは、当然ケアマネジャーさんが行ってくださいます。当然ケアマネジャーさんとおうちの方も、ケアをしている方もお話を聞くとは思いますが、ケアラー支援というのは、ケアをしてる人に視点を当てた支援をしていくということですので、やはりこの在宅訪問をして話を聞くという制度が、まずは一番大事な、そういう中で積み重なったものの中で、当市のケアラーの実態というものが浮かび上がっていくというような作業が一番大事なと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員からお話ありましたように、現在も確かに介護保険のサービスなども含めて、ケアマネジャーとか、さまざまな相談員などおうちに訪問させていただいて、介護者含め、そのケアラー含めてお話なども聞いてるところでございますが、今議員がおっしゃったように、それはその専門職の主たる業務ではございませんので、主たる業務は介護が必要な人を支えていくということなので、介護者支援という視点にはなかなか立てない。忙しいということもあるし、そんなにじっくりお話も聞けないというところがある

うかと思えます。今お話いただきましたように、そのケアラー支援、それを主たる業務というような形で専門職が何らかの関与をしていくというのが、非常に大切かなというふうに考えますので、そういったことも踏まえて何らかの方法とかがとれるかどうかというところを含めて、考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 先ほど御答弁いただいた具体的なところをもう少し触れていきたいんですけども、ケアラー手帳というのを見させていただきました。この手帳には、大切な人を介護しているあなたも大切な1人です。ケアラーの人も、自分の人生を生きてもいいんですというメッセージが送られています。ただ、なかなか今言ったように、声なき声があったところがございますけれども、それをいろんな体験談が載っているんですね。例えば、脊椎損傷をした夫と自閉症の息子を7年以上ケアしているんですとか、子育てと両親の介護を一緒にやってるんですとかって、さまざまないろんな形でケアをしてる人たちの体験談といたしましうか、実際の言葉がこの手帳の中に書かれていて、本当にそのことがなかなか、地域とか社会と接点を持ってない、自分の大切な人をケアすることで精いっぱいの人たちへ、こういうメッセージを送ることで共感したり、同じ思いであるんだということが励ましになったりという形で、こういう手帳がつくられているようです。例えば今先ほど言ったように、要介護者への支援で行った人が、介護者の支援をできないけれども、例えばこういう手帳を渡してさしあげるといふことも、支援につながるのかなというふうに思ったりします。

もう一つ、ケアラーアセスメントというのと同じような形で、当市で「こころの体温計」というのをインターネットで取り上げていただいておりますけれども、自己チェックですね。自分がそのことに答えて、今の自分の状況を知るというののケアラー版がケアラーアセスメントということですけども、例えばそういうものを渡してさしあげて、自分を振り返り、自分の体や心に振り返り、健全な状態を保てるためにどういうことをしていったらいいのかという入り口にしてさしあげたりとか、本当に入り口、まだまだこのケアラー支援というのは、国も動いていない、東京都も動いていないという中で、先進的にやってるところの事業の一つでも活用することによって、何らかできるかなというふうに思うんですけども、この辺の取り組みはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいまケアラー手帳のお話いただきましたけれども、これは日本ケアラー連盟と、その栗山町の社会福祉協議会のところで一番最初につくられたということがございます。その後、杉並区とかさいたま市とか、さまざまところでも同じように、そのケアラー連盟と一緒に取り組んでるということがございますので、もちろん財政的な部分もございますけれども、こういったものの活用とか、何らかの少し一部とかを使わせていただいたりとか、そういったことができるのかも含めて、私どもも研究していきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今から、これからというところもあると思います。ともかくこのケアラーというところに視点を置いた政策を当市で取り組んでいくという福祉部長の積極的な御答弁をいただいておりますので、本当にそちらを進めていただければと思います。というのは、やはり他人事ではないなというのが実感でございます。本当に今、地域包括ケアシステムもつくっておりますけれども、それをやったとしても、このケアラーの部分は抜け落ちてしまう支援でありますので、ここを当市としてどう担っていくのか、栗山町は社協がやっております。当市は、まだ仮称ですけども、総合福祉センターができます。さまざまな福祉充実のために、

今までにはなかったケアラー支援というのを取り入れていただいて、さらに当市の福祉の向上ができればと思っておりますが、市長、この点いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと口腔ケアということで、予防ということで、きょうはいろいろとお話を聞かしていただいたわけですが、確かにこれからいろんなこと、医療費等、いろんなことを考えていきますと、まず予防の関係は一生懸命やりたいなということで、既に糖尿病とか、あとケアラーね、一応その前もついでだからお話を。その辺も力を入れて、要するに一生懸命力を入れて、医療費も当然いいんですけども、御本人がいつまでも元気だというのが一番いいのかなというふうに思いますので、そういうのを含めて力を入れていきたいなというふうに思っています。

またケアラーのことにつきまして、最初、ケアラーって何だろうって、質問を読んだときには、はっきりいって全然わかってなかったですね。おかげさまで一生懸命勉強してもらってですね、またその考えによってはですね、この介護者を支援するという考え方、栗山町ということでお話がありましたけども、多くの方、特に社会福祉協議会が栗山町、中心になったということでございますけど、社会福祉協議会そのものに、そういう基盤というか、事業の形態、似たような形態を持ってたところもあるかなというふうに思っています。行政には、残念ながらそういうふうなものを、直接的に持っているところはないので、そういった意味では社会福祉協議会が中心になってやるというのは、よかったのかなというふうに思っています。社会福祉協議会に、もともと東大和の社会福祉協議会でいうと先駆的にやっけるのが声かけ・見守り活動と、大分前からやっけるので、そのようなものをうまく組み合わせていくと、東大和の中でもつくっていきけるのではないかなと、やっけるのではないかなというふうに思います。また高齢化、少子化というこれからの時代を考えると、そのようなコミュニティーというか、地域の中でともに支え合っていくという、そんな考え方もこれからは必要になってくるんだろうというふうに思っています。先ほど福祉部長が、いろいろと実態調査しながら、東大和にとって何が一番いいのかなということを考えながら、検討していきたいというふうに思います。また先駆的な事例等、たくさんあると思いますので、それらもあわせて研究して、東大和に合った形で対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

もちろん栗山町、町ですから当市よりも小さい自治体でございます。ただ、栗山町の政策がとてもすぐれてるなって私が感じるのは、その先に人の顔があるなというふうに思うんですね。実態調査でしっかりと町民の方たちと向き合っ、顔の見える関係の中から生まれてきた一つ一つの政策、提言は、非常に重みがあります。なので形だけを追っても、やはりこのケアラー支援というのはできない。どれだけその人たちの思いに立って、ともに励まし合いながら支えていくのか、そういうことが当市のさまざまな社会的な資源を使ってすることができるのか、特にまだ国の法整備ができていないことですから、ここは市長の御理解がないと進まないと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたします。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

○15番(和地仁美君) 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、都市間交流についてです。

さまざまな自治体が国内外の自治体と友好都市提携などを結び、いろいろな交流、活動を行っていることは周知のことと思います。東大和市においても、これまで旧山都町と築いてきた友好関係をさらに推進し、交流を通じて互いの理解と連携を深め、両市のさらなる発展を目的とし、平成24年4月に喜多方市との友好都市関係を締結しています。喜多方市との交流、そしてその他の都市間交流については、過去、ほかの議員の方も一般質問でたびたび取り上げておりますが、その際の答弁では、今後、交流の内容、幅も広がっていく可能性を感じました。

そこで、当市の都市間交流についての考え方、現状、唯一の友好都市である喜多方市との交流の現状などについて確認させていただきます。

①東大和市の考える都市間交流の意義とは。

②喜多方市との交流について。

ア、友好都市締結から現在までの交流について。

a、市民の交流の実績と効果について。

b、行政の交流の実績と効果について。

c、教育、文化の分野の交流の実績と効果について。

イ、喜多方市は当市以外に香取市とも友好都市締結を行っています。喜多方市と香取市の交流の内容は把握しているか教えてください。

ウ、課題と今後についての考え方は。これは喜多方市との交流についての考え方を教えていただきたいと思えます。

最後に、③として、東大和市の考える都市間交流の意義を実現するために、今後、喜多方市議会の自治体、これは国内外ともとの交流を行う必要性の有無についてのお考えについてをお聞かせいただければと思います。

次に、市の人材育成についてです。

今までもさまざまな角度から同じ分野の質問をさせていただきましたが、ことしの4月に平成20年に策定された東大和市人材育成基本方針を改定し、第2期をスタートしたという節目ですので、再度、取り上げさせていただきました。今回策定された東大和市人材育成基本方針、第2期の中では、改定の必要性として、東大和市を取り巻く環境の変化を上げています。具体的には、少子高齢化の本格化、マイナンバー制度などの高度情報化の振興、東日本大震災を踏まえた危機管理体制への対応、公共施設、都市インフラの老朽化、地球温暖化などの環境問題の深刻化、そして権限移譲による市の業務の質と量の複雑化、増大化、さらに地方分権の一層の進展により、自立と自己責任を基本として、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりの推進が求められていることなど、さまざまな環境の変化が列挙されています。さらに分権化により、従来の画一的な横並びの行政サービスからの脱却が不可避だとも、その中では述べられています。市が認識している今後行政に求められていることについては、私自身も全く同感するところです。言いかえるなら、今まで求められてきた画一的な事務を正確にこなすことに加え、今までは余り必要のなかった創意工夫、差別化といったものが、今後の行政には必要になってきているともいえます。経営の4要素は人、物、金、情報ですが、物、金、情報を扱うのも

最終的には人、すなわち職員です。東大和市を取り巻く環境が大きく変化する中、時代に合った行政の実現のためには、それを担う人材の確保、育成はまさしく一番のキーとなることだと思います。

そこで、市の人材育成について、以下の点をお尋ねしたいと思います。

①平成20年4月に策定された「東大和市人材育成基本方針」（第1期）は、ことしの4月に改定され2期目として新たなスタートを切った。

ア、1期目で掲げた取り組み事項の多くは実施済みとのことだが、実施したことによる効果などの検証はしているか。

イ、人事評価制度の変更による効果は。

ウ、1期策定の際に見受けられなかった新たな人材育成上の課題も散見されるようになったとあるが、具体的にはどのような課題か。

エ、1期の策定に際して翌年の平成21年には「職員接遇マニュアル」を作成している。その効果は。また内容の見直しの必要性の有無についてはあるか。

②東大和市人材育成プランについて。

ア、このプランで実行されたものの効果について。

α、採用方法の変更により、応募者が増加したとのこと。その他の効果についてはどのようなことがあるか。

β、メンター制度導入の効果は。

γ、その他確認できた効果はあるか。

イ、第2期人材育成基本方針に合わせて、人材育成実行プランは改定するのか。

③第2期では新たに「コンピテンシーモデル」を導入した。

ア、導入を決定した経緯は、そして理由は。

イ、コンピテンシーモデルをどのように使用するのか。

ウ、コンピテンシーモデル導入に期待する効果は。

以上、この場での質問はここまでで終了とさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

〔15番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市の考える都市間交流の意義についてであります。教育、文化、産業、スポーツ、防災など、幅広い分野における交流を通じて、相互の理解と連携を深めることで、両市のさらなる発展を図ることを、友好都市締結の意義と捉えております。

次に、喜多方市との友好都市締結から現在までの交流の実績と効果についてであります。平成24年4月に喜多方市と友好都市協定を締結し、3年が経過いたしました。以降、相互の市民や行政、教育や文化といった分野でさまざまな交流が行われております。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明いたします。また教育、文化につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、喜多方市と香取市の交流についてであります。喜多方市と香取市は市町村合併前に、それぞれの1町1村での友好都市締結を経て、平成24年7月に両市で改めて友好都市締結を行い、現在に至っております。両市が想定上持つ縁から、願った協議の交流を実施しているほか、スキー教室なども行っていると伺っており

ます。

次に、喜多方市との交流の課題と今後についてであります。文化、教育、観光、防災など、各分野における交流事業をさらに活発化させ、今後は喜多方市と東大和市のより多くの市民の皆様が相互交流できるよう、機会をふやしてまいりたいと考えております。

次に、喜多方市以外の自治体との交流についてであります。現在のところ具体的な検討は行っておりませんが、相互の発展を図れるような交流があれば研究してまいりたいと考えております。

次に、第1期の東大和市人材育成基本方針の検証についてであります。第2期の人材育成基本方針の策定に当たり、全職員へのアンケートの実施や、職員参加の検討委員会を設置して、効果の検証等を行ったところであります。

次に、人事評価制度の変更による効果についてであります。平成26年度から人事評価の結果を給与へ反映させる査定昇給を実施いたしました。人事評価制度は、管理職との面談を通じて、職員の態度評価、能力評価を行う仕組みとなっております。この人事評価の結果が給与へ反映されることで、職員の意識の高揚につながっていると考えております。

次に、第1期の策定のときには見受けられなかった課題についてであります。社会環境としましては、マイナンバー制度などの高度情報化への取り組みや、東日本大震災を踏まえた危機管理体制の対応などが挙げられます。市の組織としましては、ベテラン職員の退職に伴う急激な職員の若年化の進行や、それに伴う若手職員への知識、技術の継承などが挙げられます。

次に、職員接遇マニュアルの効果と内容の見直しについてであります。接遇マニュアルでは、窓口、電話対応、クレーム対応等を具体的に示しており、接遇力の向上に寄与したものと考えております。今後さらなる接遇力の向上を図るためには、マニュアルの浸透が重要であると考えており、現在改定の予定はありません。

次に、人材育成実行プランの効果についてであります。民間志望者も対応できる試験制度としたことで、公務員志望者以外の受験生が増加しました。また集団面接やグループワーク試験の導入により、人物本位の採用につながっていると考えております。メンター制度につきましては、メンターが存在することで、新規採用職員の担当業務や市の基本基礎的な業務に対する理解が深まったと認識しております。短期ジョブローテーションにつきましては、若年職員が市のさまざまな業務を経験できるようになりました。その他、外部派遣への庁内公募制の導入などにより、若年職員を中心に人材育成につながっていると考えております。

次に、人材育成実行プランの見直しについてであります。第2期人材育成基本方針は人材育成実行プランの内容を含めた改定を行っております。このため、人材育成実行プランの見直しは予定しておりません。

次に、コンピテンシーモデルの導入の経緯についてであります。あるべき職員像を実現するためには、具体的な行動特性を示すことが必要であります。そこで、わかりやすい目標として、第2期の人材育成基本方針でコンピテンシーモデルを掲載いたしました。

次に、コンピテンシーモデルの活用についてであります。職員に求められる意識及び能力につきましては、第1期基本方針においても定めておりましたが、第2期基本方針ではあるべき理想形の行動特性として、コンピテンシーモデルによる具体的な指針を示しております。職員自身がどの段階にあるのかをチェック、表に従い判定することで、職員自身の気づきを促し、さらに資質の向上につながるものと認識しております。

次に、コンピテンシーモデルの効果についてであります。職員が身につけるべき意識、能力についてチェック表を確認することで、より望ましい状況に進んでくれることを期待するものであります。職員として求め

られる基礎的な多くの要素を示すことにより、職員として必要な意識、能力を身につけ、さらにより高めてもらいたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 喜多方市との教育、文化の交流についてであります。教育に関しましては東日本大震災前には、中学校の移動教室で農家の方々との交流を通しての農業体験を実施しておりました。また月1回程度の割合で、福島県旧山都町のお米を学校給食に使用しておりました。現在は中学生の美術作品の展示会、きらめき友好アート展で作品を一堂に展示したり、連合書き初め展において小学生、中学生の書写の作品を出品したりするなど、作品交流を行っているところでございます。また文化的な交流に関しましては、東大和市文化協会平成8年より旧山都町の文化団体協議会と交流を重ね、近年では隔年で双方の文化祭に参加するなど親交を深めてまいりました。さらに、スポーツの分野では、多摩湖駅伝大会への中学生チームの招待を平成8年の第6回大会から継続して行っております。こうした交流の流れは、平成24年4月の友好都市締結後も、少しずつではありますが、喜多方市全体へと広がっているところでございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは、友好都市協定締結から現在までの喜多方市との交流の実績と効果について御説明いたします。

まず市民の皆様の交流でございますが、平成24年度から平成26年度まで団体交流の交通費補助、個人の宿泊費補助制度の活用実績は、合計119名でございました。また平成26年度は消費者交流ツアーといたしまして、福島県の農産物の安全性を体験していただくため、45人の市民の皆様に喜多方市の農家民宿に宿泊していただいたところでございます。

また行政の交流につきましては、平成24年度に災害時相互応援協定を締結してのほか、双方の事業などをお互いの市庁舎などでPRをしているところでございます。

旧山都町との「やまと」という共通の名前をきっかけとした交流が未永く続いていることで、短期間では築けない両市のきずなが深まっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時35分 延会